

監査結果公表第23-3号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年8月31日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	花村茂男

記

1 措置の通知

平成14年度から22年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知  
平成23年8月29日付け 政行第46号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧  
できます。

政 行 第 46 号  
平成23年8月29日

八 尾 市 監 査 委 員 富 永 峰 男 様  
同 八 百 康 子 様  
同 平 田 正 司 様  
同 花 村 茂 男 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月20日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、  
委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

補助金の財務事務の執行について

○平成16年度包括外部監査について

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

○平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成20年度包括外部監査について

国民健康保険事業及び介護保険事業について

○平成21年度包括外部監査について

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

○平成22年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

※なお、平成17年度包括外部監査「公の施設」の管理運営について」及び平成18年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成23年7月20日現在)

【参考】

年度	監査の内容	結果意見の 件数		平成23年1月20日 までの取り組み済み 件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応 件数
					取り組み済み 件数	うち「措置済み」 件数	うち「市の判断によ り対応」件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	21	0	0	0	1
		意見	53	51	0	0	0	2
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	243	1	1	0	2
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	0	—	—	—	0
		意見	30	28	0	0	0	2
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	23	1	0	1	9
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	1	0	0	0	2
		意見	19	16	0	0	0	3
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	2	0	0	0	8
		意見	44	26	9	9	0	9
22	歳入の執行事務について	結果	5	—	2	1	1	3
		意見	25	—	3	2	1	22
合 計		結果	67	51	2	1	1	14
		意見	562	499	14	12	2	49

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したものの。

## 1. 平成23年7月20日現在で改善措置等を講じた事項

### 【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

##### (2)各補助金について

##### 社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域福祉政策課	全般的意見:補助金支出に関する開示	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市が協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	社会福祉協議会のホームページに平成21年度交付分までの交付先及び補助金額等の情報を掲載しました。 平成22年度交付分より社会福祉協議会の事業報告書に記載する予定です。	平成22年度交付分より社会福祉協議会の事業報告書に記載しました。 今後も毎年度事業報告書に記載してまいります。 (措置済み)

### 【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

#### (意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

##### 3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	教育人事課 生涯学習スポーツ課	(4)超過勤務手当	(教育委員会事務局) 2)生涯学習スポーツ課職員の超過勤務 生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学級を運営されていること、民間スポーツ団体との会議が時間外に開催されるケースが多いこと及び施設の開館が休日・時間外に設定されていることが挙げられる。 他部署との業務内容と比較すると相当程度相違することから、定時内での勤務形態では超過勤務時間は恒常的に多くなってしまふ。フレックス制の導入等、勤務実態に合った就労のあり方を検討すべきである。	平成20年度は、学校開放に関する新規事務や指定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均495時間/年)が、その後、これらの業務が一定軌道に乗ったこと、事務改善の実施、臨時的任用職員の配置などにより、平成21年度1人平均年421時間となり、平成22年度においても減少傾向にあります。 時間外の会議や施設対応としての勤務時間の弾力的割り振りに必要な職員体制については、今後の課題として検討してまいります。	平成20年度は、学校開放に関する新規事務や指定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均495時間/年)が、その後、これらの業務が一定軌道に乗ったこと、また、時間外の会議がある日に超過勤務対応が必要な業務に取り組む等の事務改善の実施、臨時的任用職員の配置などにより、平成21年度では1人平均年421時間、平成22年度においては1人平均335時間となり、平成23年度も減少傾向にあります。さらに、平成23年度からは組織機構改革の結果、部総務担当課の庶務業務が外れたことなど、業務分担が改善しています。 今後も引き続き、超過勤務の削減につながるよう、業務改善の実施及び適正な職員配置を行う等、勤務実態に合った就労のあり方の検討に取り組めます。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 契約事務全般

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	契約検査課	契約情報の一元管理について	<p>契約情報の一元化が現状ではできていない。契約情報は、契約検査課は 200 万円以上の工事請負契約、工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務に関する情報を保管しそれ以外の情報は各所管部署が保有している。</p> <p>現状では、工事請負契約及び工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務については、契約検査課が入札執行を行っている。</p> <p>これでは複数の部局で行う同種の業務が、個別に発注されている可能性があり、非効率である。契約情報が分散している現状では、複数の部署の委託業務をとりまとめ一括発注することもできない。契約事務手続は各所管部署が担当したとしても、契約情報は一元把握することが必要であると考え。</p>	<p>工事請負契約及び工事請負関連委託業務、清掃業務及び警備業務以外の業務は、多種多様であり、契約事務手続を含めて一元化するためには、専門的な知識を持った職員が多数必要であり、非効率になるほか体制整備等多くの課題があります。</p> <p>各担当課より契約情報を収集し整理する取り組みを進めつつ、各担当課に情報提供してまいります。</p>	<p>工事請負契約及び工事請負関連委託業務並びに清掃業務及び警備業務以外の業務の契約情報を各担当課より収集し、業種ごとに整理したうえで、各担当課に平成 23 年 7 月 15 日付けで情報提供を行いました。</p> <p>今後も、情報の一元把握と共有を全庁的に行ってまいります。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

6. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	市政情報課	パソコンサポート業務委託契約(表中 4)について	<p>積算段階において項目ごとに細分化した見積り入手しておらず、積算方法が不明確である。</p> <p>作業ごとに細分化した見積りを取り単価の妥当性を検討する必要がある。</p> <p>なお、平成 21 年度、情報システム室が契約・業務内容を見直し入札により業者選定を行い委託している。これにより、週 3 人日の契約から週 5 人日の契約に変更となり業務内容が充実した。委託費用も 38 万円/月となり、随意契約時の 59 万円/月に比べ大幅に減少している。このような実績があるため、当該契約に限らず契約更新時に、随意契約事由を精査し契約の適正性を検討すべきである。</p>	<p>随意契約については、当初の目的を達成したもののや、環境の変化等により価格競争で対応できるようになったものについては、順次契約方法の変更を行っています。</p>	<p>随意契約については、当初の目的を達成したもののや、環境の変化等により価格競争で対応できるようになったものについては、順次契約方法の変更を行っています。今年度においても、介護保険システムのレンタル契約を見直し、入札による再構築を実施するなど、契約方法の見直しを実施し、一定の措置を行いました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

<p>3</p>	<p>保健推進課</p>	<p>子宮がん検診業務委託契約、大腸がん検診業務委託契約、乳がん検診業務委託契約(表中2,3,4)について</p>	<p>大腸がん検診委託業務の随意契約理由は「八尾市内において実施する個別の大腸がん検診に関して、対応できる専門知識を有する市内の団体は八尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが想定された制度であるとの回答を得た。 大腸がん検診委託業務、乳がん検診委託業務の随意契約理由は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約としか記載されていない。特定の医療機関と直接契約することも可能である。 随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。 単価の積算については、過年度ベースで据え置かれている。事業開始にあたっては、診療単価等により合理的な単価が算出されていると史料するが、算出根拠の引き継ぎがなされていない。適時に単価の合理性の検証等の観点からは、算出根拠の引き継ぎが必要であると史料する。</p>	<p>大腸がん、乳がん検診の個別検診については、市民の利便性を考慮し、かかりつけ医での受診や、特定健診等との同時実施が可能な体制にしています。がん検診は、健康増進法に基づく市町村事業として検診の制度管理を行う必要性があり、個別検診に関しては、基本的には八尾市内の医療機関との委託契約により実施しています。随意契約理由として、「八尾市内において個別という形態で検診に対応できる専門的知識を有する団体が八尾市医師会のみである」という内容に加え、包括外部監査で指摘のあった内容について、今後、詳細な理由を記載してまいりたいと考えます。</p>	<p>随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、平成23年度より、『大腸がん、乳がん、子宮がん検診については、身近なかかりつけ医での受診や特定健診等との同時実施など市民の利便性を考慮した個別検診を実施している。また、市のがん検診事業の評価として精度管理を行う必要があり、個別検診については八尾市内の医療機関への委託としている。以上より、八尾市内において個別という形態で検診に対応できる専門知識がある団体は八尾市医師会のみである』という詳細な内容を記載しました。 単価の積算については、平成23年度の契約において、同じ医療圏である府下市町村との単価や、過去の委託料の経過について確認しております。 <b>(措置済み)</b></p>
<p>4</p>		<p>乳がん検診(集団)業務委託契約、結核検診及び肺がん検診業務委託契約、住民健診業務委託契約、大腸がん検診(集団)業務委託契約(表中12,14,16,18)について</p>	<p>見積金額の妥当性の検証ができていない。検診項目については、大阪府下の標準積算単価により把握できるため、見積金額の妥当性を把握した上で、契約更新の際、交渉に活用すべきである。</p>	<p>住民健診で実施する特定健診および生活機能評価については、集合契約単価を参考とし、診療報酬改訂による保険点数の変更も踏まえ、今後も適正な単価設定に努めてまいりたいと存じます。また、乳がん、肺がん、大腸がん検診については、大阪府下市町村における実施方法や検診単価を参考とし、委託機関との交渉に活用していきたいと存じます。</p>	<p>平成23年度の契約において、住民健診で実施する特定健診および生活機能評価については、診療報酬の改訂による保険点数の変更を踏まえて単価設定を行いました。 また、結核検診及び肺がん検診並びに大腸がん検診については、単価の積算について、平成23年度の契約において、同じ医療圏である府下市町村との単価や、過去の委託料の経過について確認しております。 今後も引き続き、大阪府が行った府下市町村の単価調査を参考に委託機関との交渉に活用していきたいと存じます。 <b>(措置済み)</b></p>
<p>5</p>		<p>転送ベッド確保業務委託契約(表中11)について</p>	<p>随意契約理由について、理由書には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とのみ記載されている。 聞き取りの結果、理由として、休日急病診療所から転送する小児重症患者等のための診療体制を確保し、入院が必要となった際に必要なベッド数を確保する事務に対応可能な調整機能を有する機関は八尾市医師会において他にないとの回答を得た。 随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められ</p>	<p>包括外部監査にて指摘があったとおり、随意契約理由について、説明責任を果たす観点から、平成23年度より、『休日急病診療所で受診し、すぐに検査や入院などが必要と診断された重症患者を休日急病診療所から確実に転送する病院を確保しておくことは、患者の健康・安全を守るために必要不可欠である。しかしながら、休日に小児科の二次救急を行っている病院は、八尾市を含む中河内医療圏内でも限定されており、休日急病診療所から患者を転送する病院を確保</p>	<p>包括外部監査にて指摘があったとおり、随意契約理由について、説明責任を果たす観点から平成23年度より、『休日急病診療所で受診し、すぐに検査や入院などが必要と診断された重症患者を休日急病診療所から確実に転送する病院を確保しておくことは、患者の健康・安全を守るために必要不可欠である。しかしながら、休日に小児科の二次救急を行っている病院は、八尾市を含む中河内医療圏内でも限定されており、休日急病診療所から患者を転送する</p>

			<p>る。</p> <p>また、日額単価の積算方法について、過年度の単価のまま予算計上されており、算定根拠については引き継ぎがなされていない。</p> <p>事業開始当初においては、診療報酬単価表等により積み上げ計算されているものと思われるが、合理的な単価の検証等を行うため、算出根拠の引き継ぎが必要である。</p>	<p>するのは非常に困難な状況となっている。このため、大阪府内において、休日急病診療所からの転送送患者を受け入れる複数の病院を確保し、病院間の調整事務ができる機関は、八尾市医師会のみであり、競争入札に適しないものである。』と詳細な理由を記載することといたしました。</p> <p>また、委託契約の日額単価については、引き続き検証してまいりたいと考えております。</p>	<p>病院を確保するのは非常に困難な状況となっている。このため、大阪府内において、休日急病診療所からの転送送患者を受け入れる複数の病院を確保し、病院間の調整事務ができる機関は、八尾市医師会のみであり、競争入札に適しないものである。』と詳細な理由を記載しました。</p> <p>単価の積算については、平成 23 年度の契約において、同じ医療圏である府下市町村との単価や、過去の委託料の経過について確認しております。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>
6		休日急病診療業務委託契約(表中 23)について	<p>委託契約額の積算方法について、過年度の委託額のまま予算計上されており、算定根拠については引き継ぎがなされていない。委託額の妥当性の検証を行う必要がある。</p>	<p>委託契約額については、検証してまいりたいと考えます。</p>	<p>単価の積算については、平成 23 年度の契約に当たり、同じ医療圏である府下市町村との単価や、過去の委託料の経過について確認しております。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>
7		生活機能評価業務委託契約(表中 26)について	<p>随意契約理由について、理由書には「個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は八尾市医師会のみであるため。」とあるが、特定の医療機関と直接契約することも可能である。聞き取りの結果、かかりつけ医等で特定検診とセットで受診することが想定された制度であるとの回答を得た。</p> <p>随意契約理由の記載に当たっては、説明責任を果たす観点から、より詳細に記載することが求められる。</p> <p>単価の積算については、平成 20 年度の制度導入にあたっての府下統一価格として提示されたものを用いているとの回答を得たが、担当課において引き継ぎがなされていなかった。適時に単価の合理性の検証等をし、単価の算出根拠の引き継ぎが必要である。</p>	<p>個別検診については、市民の利便性を考慮し、かかりつけ医での受診や、特定健診等との同時実施が可能な体制にしています。随意契約理由として、「八尾市内において個別という形態で検診に対応できる専門的知識がある団体は八尾市医師会のみである」という内容に加え、包括外部監査にて指摘があった内容について、その詳細な理由を今後記載してまいりたいと考えております。</p> <p>単価の積算については、診療報酬の保険点数に基づき大阪府下統一単価であることを確認しており、単価の合理性や算出根拠の明記に努めてまいります。</p>	<p>個別検診については、市民の利便性を考慮し、かかりつけ医での受診や、特定健診等との同時実施が可能な体制にしています。随意契約理由として、包括外部監査にて指摘があった内容について、平成 23 年度より、『介護保険法に基づく二次予防事業対象者検査は、身近なかかりつけ医での受診やがん検診との同時実施など市民の利便性を考慮した個別検診を実施している。以上より、八尾市内において個別という形態で健診に対応できる専門的知識がある団体は八尾市医師会のみであるため。』と記載しました。</p> <p>単価の積算については、診療報酬の保険点数に基づき大阪府下統一単価であり、単価の合理性や算出根拠について確認しております。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>
8	生涯学習スポーツ課	番組制作放送業務委託契約、生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約(表中 1,2)について	<p>八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。</p> <p>しかし、表中 1 の契約に関しては、八尾市内を中心として情報発信している市内唯一のラジオ放送局であり、同事業者としか契約し得ないとの理由により、表中 2 の契約に関しては、生涯学習施設管理システム・サーバー機は設置以来、施設利用者の利用頻度も高く、常に安定したサービス提供が求められてお</p>	<p>FMちゃおについては、類似の放送局等からの見積入手の可能性について検討してまいります。</p> <p>生涯学習施設予約・案内システムについては、プロポーザル方式により平成 23 年度以降の保守・点検業務を含む更新業者の選定を行いました。</p>	<p>番組制作放送業務委託料については、平成 23 年度の契約に当たり、FMちゃおと、他市の地域FM放送局数社を、ホームページ等に掲載されている単価表等にて金額を比較したところ、同等または FM ちゃおの方が安価であったため、妥当な契約額であると判断しました。</p> <p>生涯学習施設予約・案内システムについては、プロポーザル方式により平成 23 年度以降の保守・点検業務を含む更新業者の選定を行い、委託金額の算出根拠の明確化に取り組み</p>

			<p>り、当システムメーカーで当該設備を熟知している業者と契約することが効率性、経済性の観点から望ましいとの理由により随意契約を締結している。</p> <p>このような特殊性から、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することが困難であるとして、その入手が行われていなかった。しかし、例え同一費用に対応した見積書を入手できなくても、類似する業務、仕様部品、工数など部分的な見積書を入手し、契約予定者の見積書を精査に活用することが望ましい。</p>		<p>ました。 (措置済み)</p>
9	生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約(表中2)について	<p>表中2の業務の契約体系は、月額単価×12ヶ月で契約しているが、1ヶ月における保守点検業務の従事日程などの細かな規程は設けられておらず、業務の履行確認に関しては業務完了届を入手しているにすぎない。契約金額確定の基礎となる1ヶ月の業務量を把握しないのは、業務の委託者としての履行確認としては不十分であるといわざるを得ない。よって、業務の履行を確認する手段として、1ヶ月のうち何日間保守点検業務に従事したのかを確認する、又は、どのような保守点検項目に関して点検を実施したのかを確認するなど履行確認手続を工夫する必要がある。</p>	<p>生涯学習施設予約・案内システムについては、プロポーザル方式により平成23年度以降の保守・点検業務を含む更新業者の選定を行いました。履行確認についても明確化していく予定です。</p>	<p>生涯学習施設予約・案内システムについては、プロポーザル方式により平成23年度以降の保守・点検業務を含む更新業者の選定を行い、平成23年度以降の保守契約において従事日程等を記載しました。 (措置済み)</p>	

【平成22年度】歳入の執行事務について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

1. 市税

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H23.7.20までの措置の内容と改善の方針
1	資産税課	固定資産税減免申請の添付書類について	<p>減免申請の添付書類について、たとえば施設に対する減免の管理運営規約・図面等のように初回の申請時のみ提出を要し、以降変更等が生じなければ提出不要とする書面について、一部引き継がれておらず、保存年限経過後廃棄されている事案が見られた。近年のものについては、適切に処理されているところではあるが、マニュアルによる明文化や適切な引き継ぎを行うなどして、当該書面について保存年限経過後廃棄されないよう徹底されたい。</p>	<p>初回時のみ提出を要する添付書類のある申請書は、年次別の申請書綴りではなく、別途、初年度申請書綴りにて保管するよう改善しました。 (措置済み)</p>



7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針
2	住宅管理課	高額所得者に対する明渡し請求の実施について	<p>公営住宅法は、低額所得者への住宅供給を目的としているため、入居後法令に規定する高額の収入を得る状況になった場合は、自治体は公営住宅の明け渡しを請求することができるものとされており(公営住宅法第29条第1項)、また、請求を受けたものは、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない(同条第4項)。これは言うまでもなく低額所得者でない者に対してまで税金を投入して公共団体が廉価での住宅を提供する必要がないからである。このような場合、法令上は「できるものとする」という容認規定ではあるが、その趣旨をしん酌し、当然明渡し請求を行うべきであるが、明渡し請求が行われていない。</p> <p>一方、住宅地区改良法を根拠として建設された賃貸住宅の場合は同法に高額所得者に対する明渡し請求が法令上規定されていないため明渡し請求ができない。この住宅地区改良法と公営住宅法に基づく住宅は近隣に設置されている事例も多いことから、入居者間の公平性から公営住宅法に基づく住宅の場合も明渡し請求を行っていないとのことであるが、高額所得者が低廉住宅に入居し続ける事例が社会的問題ともなっているなかで明らかに適切な措置とはいえず、公営住宅法にもとづく住宅の場合は明渡し請求を行うべきである。</p>	<p>八尾市営住宅(公営住宅)の高額所得者の明渡し事務について、「八尾市営住宅(公営住宅)高額所得者明渡し事務処理要領」を平成23年4月1日より施行し、要領に基づいて事務処理を行っているところ。なお、上記要領中、本市が行う住宅地区改良事業、もしくは地域改善向事業の事業対象者が入居した場合、又は当該公共事業対象者が入居した公営住宅の機能更新事業により他の公営住宅に入居した場合について、明渡し請求の規定を適用しない旨を規定し、運用しております。今後とも、同要領に基づきまして、適正に対応してまいります。</p> <p><b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p>

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 市税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	専門的税務職員の養成について	<p>税務経験年数別の税務職員数に関する調によると、平成22年4月1日現在の税務3課の職員税務経験年数は、市民税課は税制係(8名)が4.0年、課税係(20名)が3.9年となっている。</p> <p>資産税課は管理係(6名)が11.3年、課税係土地担当(7名)が4.1年、家屋担当(9名)が5.1年、償却資産担当(4名)が11.5年となっている。</p> <p>納税課は管理係(9名)が5.7年、納税係(11名)が3.0年、整理係(4名)が3.0年、税務職員全体で5.7年となっているが、課によっては、税務平均経験年数が</p>	<p>若年齢層については、適性把握とキャリア形成のため、10年以内で複数の職場を経験するジョブローテーションを人事制度として実施しています。また、組織の活性化のために、同一職場に10年以上在籍する職員については、配置換の対象としています。なお、課税・徴収については、専門的知識が要求されるものの、研修・システム管理・マニュアル対応などにより、即戦力となる職員が養成されており、徴収率についても大阪府下で高水準を維持しております。</p> <p><b>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</b></p>

			<p>4年未満となっている係や税務経験年数が10年未満の職員のみで構成されている係も存している。</p> <p>国税職員が原則的にもっぱら税務に携わっており、同じ納税義務者が国税及び市税を滞納している場合においては、取り立てが競合するケースもある。徴収率の向上及び歳入の確保の観点から、税については課税・徴収ともに専門知識が要求されることから、コアとなる職員については、ローテーションを長くするような配慮も必要と考える。</p>	
2	資産税課	路線価の付設について	<p>市街地宅地評価法を採用する場合には、各筆の評価は路線価をもとにして、画地計算することになるため、各筆の評価の公平性を担保するためには、路線価付設が重要となる。</p> <p>バブル崩壊後の地価下落状況の結果として、市内の地価の幅は縮小しており(地価公示に関して言えば、用途区分が住宅地の場合は平成2年において平米あたり275千円から650千円の幅にあったものが、平成22年において平米あたり88.5千円から222千円の幅となっている。)、路線価の差の設定が難しくなっている。</p> <p>納税者の観点から公平な路線価付設を行うためには、これまで以上に街路条件や施設距離などの比準項目を把握する必要があると思料する。</p>	<p>平成24年度基準の路線価を決定するため、平成23年度に路線価付設の作業を行っています。付設に当たっては、現地実地調査や関係資料により街路条件や環境条件の把握を行っています。特に比準項目である施設は、市域内外の約300箇所全てを調査しました。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

## 7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
3	住宅管理課	保証人の変更手続について	<p>市営住宅条例施行規則第9条2項では、入居者が保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないとされている。すなわち、入居者からの自主申告となっている。そのため、保証人に連絡を取った際保証人が死亡していたという事例もある。保証人に対して滞納家賃を求償していく場合、保証人の状況を適切に把握しておく必要がある。そして、異動があった場合には、遅滞なく保証人変更承認申請書を提出するよう喚起していく必要がある。</p> <p>保証人の変更手続の必要性を考えると、入居者と、保証人とが連絡が取れる状態を維持しておくことが債権管理上重要であり、保証人の変更状況を早期に把握することが重要と思われる。</p>	<p>平成23年3月に八尾市営住宅条例施行規則を改正し、保証人の死亡時や保証人の欠格事項に該当する場合の保証人の変更を義務付けました。</p> <p>住民に対する周知については、規則の改正について、家賃の納付書の発送時にお知らせ文書を同封する形で行っています。今後も、収入申告書の送付時などの全戸に郵便物を発送する機会を利用して保証人の変更についての周知を図ってまいりたいと考えています。</p> <p><b>(措置済み)</b></p>

## 2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成14年度】出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について  
(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

(1) 財団法人八尾市清協公社について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H23.1.20までの措置の内容と改善の方針	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針
1	環境施設課	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	平成20年度決算から、退職給与引当金を一部計上しています。清協公社の解散に向けた検討状況や公社職員の八尾市職員への任用計画をふまえ、退職金支払義務額の適正額把握につとめながら、今後も引き続き退職給与引当金を計上してまいります。	平成20年度決算から、退職給与引当金を一部計上しています。また平成22年12月の退職金条例改正後、平成23年4月に公社職員から八尾市職員への任用を行っており、公社職員の八尾市職員への任用計画や公益法人制度改革に伴う公社組織のあり方を踏まえつつ、退職金支払義務額の適正額把握につとめながら、今後も引き続き退職給与引当金を計上してまいります。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	平成20年度決算から、退職給与引当金を一部計上し、委託料の算定に組み込んでいます。今後も、引き続き退職給与引当金を計上してまいります。	平成20年度決算の委託料には退職給与引当金繰入金を含めました。また、平成21年度以降においても、引き続き退職給与引当金の計上を実施してまいります。
2	環境施設課	清協公社の今後のあり方について イ) し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集等業務以外の業務のうち、防疫業務については平成22年度限りにて清協公社での業務を廃止いたします。残りの放置自転車撤去等業務については、し尿汲取り業務直営化検討委員会での清協公社の解散に向けての検討の趣旨に沿い、廃止に向けての具体的な手法を検討してまいります。	し尿収集等業務以外の業務のうち、防疫業務については平成22年度限りにて清協公社での業務を廃止いたしました。 残りの放置自転車撤去等業務については、公益法人制度改革に伴う公社組織のあり方を踏まえつつ、関係課と連携して廃止に向けての具体的な手法を検討してまいります。

【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2)各補助金について

高年齢者労働能力活用事業費補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	(社)八尾市シルバー人材センターの上部機関である(社)全国シルバー人材センター事業協会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会を中心に調査・研究が行なわれ、平成 23 年度を目標に、新制度の公益社団法人への移行が予定されています。そのため、この動向を見定め、補助金要綱の不備について整備を行なってまいります。	(社)八尾市シルバー人材センターの上部機関である(社)全国シルバー人材センター事業協会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会を中心に調査・研究が行なわれ、平成 23 年度を目標に、新制度の公益社団法人への移行が予定されています。そのため、この動向を見定め、補助金要綱の不備について整備を行なってまいります。

八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	地域安全課	防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	防犯灯の設置に関しては、街頭犯罪発生多発地域を、警察等の意見を聴取する中で、モデル地区に指定するとともに、暗がり診断による調査等に取り組み、暗い箇所や危険と思われる場所に、市及び地域が連携して設置を進めるようにしてまいります。また、平成 22 年度に策定した「やお防犯計画」に基づき、地域での防犯灯の設置に対しては、引き続き支援をしていきます。	防犯灯の設置に関しては、街頭犯罪発生多発地域を、警察等の意見を聴取する中で、モデル地区に指定するとともに、暗がり診断による調査等に取り組み、暗い箇所や危険と思われる場所に、市及び地域が連携して設置を進めるようにしてまいります。また、平成 22 年度に策定した「やお防犯計画」に基づき、地域での防犯灯の設置に対しては、引き続き支援をしていきます。

【平成16年度】八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について  
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 流域下水道等負担金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道経営企画課	維持管理費の負担基準の見直し(寝屋川南部流域下水道)	<p>維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分の方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。</p> <p>1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。</p> <p>2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。</p> <p>数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場においても、水処理施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。</p> <p>市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。</p>	<p>平成 22 年度及び平成 23 年度予算にかかる各年度の事業について大阪府及び関係各市での協議を行いました。</p> <p>維持管理についても引き続き大阪府及び関係各市で協議を行っており、さらに、高度処理に要する費用負担に関する協議を進めているところです。</p> <p>大阪市との協定については、それらの結果を踏まえ、協議を行っていききたいと存じます。</p>	<p>平成 23 年度当初予算及び平成 22 年度決算見込みにかかる各年度の事業について大阪府及び関係各市での協議を行いました。</p> <p>維持管理については、関係市間で負担金に関する協定書を締結しておりますが、平成 25 年度以降の見直しについて、引き続き大阪府及び関係各市で協議を行っており、さらに、高度処理に要する費用負担に関する協議を進めているところです。</p> <p>大阪市との協定については、それらの結果を踏まえ、協議を行っていききたいと存じます。</p>
2	下水道経営企画課	維持管理費の負担基準の見直し(大阪市公共下水道)	<p>大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。</p> <p>処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。</p>		

【平成19年度】 人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>地方分権や地域主権改革などにより、職員数の計画自体に不確定要素が多い中で、定数外職員も含めた数値目標を定めることが難しい状況となっておりますが、引き続き、継続的に目標となるべき指標のあり方について検討してまいります。</p>	<p>地方分権や地域主権改革などによる権限移譲が進み、また、一時的な業務繁忙や育児休業等による職員代替が求められるなど、職員数の計画自体に不確定要素が多いため、定数外職員も含めた数値目標を定めることが難しい状況となっております。平成23年4月1日以降については、嘱託員としての新たな雇用を減らし、引き続き、継続的に目標となるべき指標のあり方について検討してまいります。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討すべきである。</p>	<p>各課の業務状況や内容に応じて、臨時的任用職員や人材派遣などを使い分けるとともに、平成20年度に策定した、『「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化について』に基づき、今年度は、提案型公共サービス実施制度モデル事業として「国民健康保険及び高齢者医療の窓口業務」の他2業務を外部委託しました。</p> <p>今後は、これらの業務の実施実績等を検証し、適切な職員配置のあり方を引き続き検討してまいります。</p>	<p>公務の能率的運営を確保するため、平成22年12月に「八尾市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を制定し、平成23年4月から任期付職員の採用を実施するなど、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置に努めています。</p> <p>さらに、提案型公共サービス実施制度モデル事業として、22年度からの継続分の3事業、並びに、23年度新規分として、「ふるさと雇用再生基金事業納付案内コールセンター業務」他1業務を外部委託しました。</p> <p>これらの業務の実施実績等を検証し、適切な職員配置のあり方を引き続き検証してまいります。</p>

		<p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>		
3	消防総務課	<p>(消防本部)</p> <p>若年の消防吏員は原則として消防署に配属されるため、本部において事務処理を行うのは、主任以上の役職者であるため消防本部の業務に精通しているメリットはあるが、事務のスペシャリストではなく、事務処理の効率化という面ではやや劣ることが懸念される。また、事務職員の人件費も高くならざるを得ない。</p> <p>消防本部では、現在、職員は全て消防本部で採用され、災害現場に行くことを前提とした消防吏員である。消防吏員が不足しているため、消防署に配属される消防吏員の数が限定される。より多くの消防吏員を消防署に配属するためには、消防吏員でない事務担当の一般職員を置くか、市長部局の行政職員を配置することも検討すべきではないかと考える。</p> <p>また、書類の作成や提出等の事務処理面において、IT化の余地があると考えられる部分がある。</p> <p>本署、各出張所で作成される勤務表、救急出場報告は手書きである。消防出場報告などの書類はパソコンで作成するが、給与システムとはリンクしていない。したがって、データを給与システムに再度入力する必要がある。勤務表などの各出張所で作成された書類は翌日に本署へ提出することになっているが、その際は出張所から本署まで持参しなければならない。IT化を進めることにより、事務処理全体を効率化し、職員数の不足を補うことも検討すべきである。</p>	<p>消防本部においては、公権力が付与されており災害対応可能な消防吏員の優先的配置を考えております。消防署の災害活動要員が不足した場合、本部員による緊急配備(緊急的な災害活動要員の補充等)を行えること、消防職は行政職と異なり、市内防火対象物への立入検査、消防団員の育成指導、消防車両・消防資機材等の整備など、その特性から、消防吏員であることが求められることなどの理由から、市長部局との人事交流を見据えている状況にあります。</p> <p>引き続き、人件費や効率性などを総合的に考慮し、主任以上の役職をもつ職員のみならず、再任用職員や新規採用職員を消防本部へ配置することも視野にいれたうえで、現場活動要員である消防吏員を計画的に採用し、災害対応に万全を期してまいります。</p> <p>また、事務処理においては、個人情報に係るものを除き、徐々に配置が進んできたパソコンのメールや掲示板等の機能を積極的に活用しIT化を促進し、最小限の職員で事務連絡や情報の伝達・交流等をさらに継続して行っております。</p> <p>庁内業務改善運動につきましても積極的に実施し、簡素化、省力化、共有化の取組みは事務全体の効率アップを確実に実現しており、業務の更なる効率化に引き続き努めてまいります。</p>	<p>消防本部においては、公権力が付与されており災害対応可能な消防吏員の優先的配置を考えております。消防署の災害活動要員が不足した場合、本部員による緊急配備(緊急的な災害活動要員の補充等)を行えること、消防職は行政職と異なり、市内防火対象物への立入検査、消防団員の育成指導、消防車両・消防資機材等の整備など、その特性から、消防吏員であることが求められることなどの理由から、市長部局との人事交流を見据えている状況にあります。</p> <p>人件費や効率性などを総合的に考慮し、平成23年4月に平成22年4月拜命消防士1名と再任用職員2名を消防本部へ配置しました。</p> <p>今後も現場活動要員である消防吏員を計画的に採用し、災害対応に万全を期してまいります。</p> <p>また、事務処理においては、個人情報に係るものを除き、徐々に配置が進んできたパソコンのメールや掲示板等の機能を積極的に活用しIT化を促進し、最小限の職員で事務連絡や情報の伝達・交流等をさらに継続して行っております。</p> <p>庁内業務改善運動につきましても積極的に実施し、簡素化、省力化、共有化の取組みは事務全体の効率アップを確実に実現しており、業務の更なる効率化に引き続き努めてまいります。</p>

## 2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
4	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準について、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、適正な給与水準について、引き続き検討してまいります。なお、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給引き下げたところです。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準について、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、適正な給与水準について、引き続き検討してまいります。なお、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給引き下げたところです。</p>

## 3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
5	人事課	(1)期末手当・勤勉手当	<p>ア)勤勉手当の支給額の算定方法</p> <p>勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。</p>	<p>人事評価は平成21年度より、監督職・一般職へ拡大して試行実施していますが、技能労務職など導入ができていない職種もあります。地方公務員法の改正が計画されており、勤勉手当への反映は、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも勤勉手当の反映について、引き続き検討してまいります。</p>	<p>人事評価は平成21年度から、監督職・一般職へ拡大し、平成22年から係長職には、実績評価を加え、継続試行実施しています。職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも勤勉手当の反映について、引き続き検討してまいります。</p>
6	職員課		<p>イ)役職段階別加算</p> <p>期末手当及び勤勉手当について役職段階別加算率が加味されるが、役職による場合だけでなく、高卒採用在職27年以上または在職20年以上かつ年齢45歳以上の者については100分の10、高卒採用在職13年以上または在職7年以上かつ年齢31歳以上の者については100分の5の加算がされ、年功序列的な支給がなされている。役職段階別加算は、役職の職責に応じて支給するのが本来の制度の趣旨である。役職に応じた加算体系とすることを検討すべきである。</p>	<p>役職段階別加算制度は、多少の差異はあるものの、府下でも多数の市が行っており、本市も過去からの労使協議により、導入してきたものでありますが、職務職階制度の適正化に伴い、府下各市の状況を踏まえ、今後役職に応じた加算となる制度を引き続き検討してまいります。</p>	<p>役職段階別加算制度は、多少の差異はあるものの、府下でも多数の市が行っており、本市も過去からの労使協議により、導入してきたものでありますが、職務職階制度の適正化に伴い、府下各市の状況を踏まえ、今後役職に応じた加算となる制度を引き続き検討してまいります。</p>



<p>7 人事課 行政改革課</p>	<p>(4)超過勤務手当</p>	<p>(市長部局等) 平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつきが生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。 その結果、前者については所属内における担当業務の内容により超過勤務に差が生じていること、後者については部総務担当としての業務にも従事している等、部内の間接部門としての役割も担っていることが判明した。 また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリストアップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務の傾向があると考えられる。 「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、それを理由に特定の職員に超過勤務が多いことを正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討することとあわせて、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の効率化が図れるよう検討すべきである。 また、部内の総務担当を兼務している職員については、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各部の共通する業務については一元化できる余地がないかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複しないよう工夫すべきである。</p>	<p>昨年度、部総務業務等、庶務業務の一元化及びアウトソーシングに関して、試行的に市長直轄組織において人材派遣職員を活用してきたところです。活用による効果や課題を検証し、実施手法につき引き続き検討を行っております。 また一方、現在、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みを奨励するなど、業務の効率化、知識・技術の伝承・共有に努めており、今後引き続き取り組んでまいります。</p>	<p>平成23年度、簡素で効率的な組織再編を目的のひとつとして、組織機構改革を実施いたしました。業務内容や業務量等を精査した上での、必要な職員配置については、技術的に困難ではありますが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。 また一方、現在、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みを奨励するなど、業務の効率化、知識・技術の伝承・共有に努めており、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>8 教育人事課</p>		<p>(教育委員会事務局) 1)校務員の超過勤務 校務員が手書きの「超過勤務命令個人カード」に勤務命令時間を記入し、所属長の事前承認を得ることとなっている。校務員の就業時間は各学校等によって定められている。校務員が行なう業務は学校環境の安全を確保するための校舎内の修繕や清掃等、学校の状況に応じた臨機の対応が求められることから、休憩時間のとり方については、作業スケジュールによってばらつきがあり、短時間の残業の場合は休憩時間を取らない場合もある。また、超過勤務に関しては所属長である校長が承認することから、教育委員会総務人事課では休憩時間の有無に関し特段の聴取はしていない。</p>	<p>校務員の超過勤務時間数の多い学校長に対して、縮減に向けたヒアリングを毎年行なうなかで、不要不急の超過勤務命令をしないことの徹底、休憩時間取得の適正化及び業務改善を求めることにより、縮減成果が出ており、今後も一定の縮減が見込まれます。 また、施設の老朽化や規模、周辺の状態等の対応が必要な場合に超過勤務が増とすることがありますが、縮減に引き続き努めているところです。 校務員の配置については、定数66名のうち、幼稚園、小学校にて18名のアルバイト配置や再任用職員7名の配置、嘱託員2名などの活用を</p>	<p>校務員の超過勤務時間数の多い学校長に対して、縮減に向けたヒアリングを毎年行なうなかで、不要不急の超過勤務命令をしないことの徹底、休憩時間取得の適正化及び業務改善を求めることにより、縮減成果が出ており、今後も一定の縮減が見込まれます。 また、施設の老朽化や規模、周辺の状態等への対応が必要な場合に超過勤務が増とすることがありますが、縮減に引き続き努めているところです。 校務員の配置については、定数66名のうち、18名(育休代替1名を含む)のアルバイト配置や再任用職員10名(フルタイム勤務2名・短時間勤</p>

			<p>しかし、承認された超過勤務時間は手当の算定基礎となるため、明らかに他の学校等と比較して超過勤務が多い場合、正式な運用ルールに従って超過勤務時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校務員の作業状況について教育委員会総務人事課による状況聴取等を行なうべきであるとする。</p> <p>なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり方については検討が必要である。校務員が行なう業務は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。</p>	<p>進めており、多様な雇用形態により対応しています。今後、外部委託や非常勤職員等の活用については、学校園の状況を見極めながら引き続き検討してまいります。</p>	<p>務(非常勤)8名)、嘱託員4名、特定校を巡回するフリー校務員2名を配置し、多様な雇用形態による取り組みを行っているところです。</p> <p>また、これまでに部分的な外部委託の活用等にも取り組んでおります。</p> <p>今後も、外部委託や非常勤職員等の活用について、学校園の状況を見極めながら引き続き検討してまいります。</p>
--	--	--	--	---	--

#### 4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
9	人事課	(2) 勤怠管理	<p>①カードによる時間管理</p> <p>本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこなっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退館時には磁気カードを通さないルールになっている。しかし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても勤務実態についての貴重なデータを把握するためにも、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握を行うべきである。</p>	<p>退庁時のカード通過の実施について、引き続き関係機関と調整してまいります。</p> <p>なお、管理職については部長会で時間外退庁時には退庁時間を記録するよう周知し、実施しています。</p>	<p>管理職については部長会で時間外退庁時には退庁時間を記録するよう周知し、管理職の勤務状況の把握に努めています。</p>

【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

介護保険事業

6. 総務費

番号	所管課	項目	監査の結果の内容(要旨)	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針
1	介護保険課	システム保守業務委託契約について	「SE 運用保守」8,820 千円、「介護保険システム保守」11,207 千円、「認定審査会システムソフトウェア保守」756 千円の見積書は、システム保守料のハードウェアやソフトウェアごとに内訳が明細として添付されているだけであり、この見積書では契約締結の可否を判断できない。必要工数と必要な SE のレベル、すなわち労務単価を見積書上明確に作成してもらうよう指示すべきと考える。	平成 23 年度において、介護保険システムの更新を行う予定をしていますが、業者選定にあたっては、システムの設計開発費等の構築費と、開発後 5 年間に渡る運用保守費の総額について比較を行い、長期継続契約を締結し、稼働後 5 年間の適切な保守契約の確保に努めます。 その際に、見積内訳書については、導入機器費用、開発作業費、保守費の明細を求める一方、特に保守費については、機器のハード及びソフトの保守費、保守作業費の明細を求める予定です。しかし、その積算根拠については、SE の人件費だけで算出できるものではなく、制度改正等に伴う機能追加や改修に対する費用負担の考え方、あるいは保守業務の稼働時間や稼働率、ヘルプデスクの稼働時間や障害発生対応時間等、求めるサポートレベルによりコストが大きく変わります。そのため、保守業務の見積りの妥当性の確認として、業務の内訳におけるハードウェア、ソフトウェア、保守作業の明確化を図るとともに、保守業務内容(サポートレベル)の妥当性の評価を進めています。	平成 23 年度において、「介護保険システムの再構築業務」について、一般競争入札を実施いたします。 一般競争入札を実施することで、価格の妥当性を担保するとともに、見積内訳書において、導入機器費用、開発作業費及び保守費の明細を求め、費用の明確化を図ります。 システム導入後においても、保守業務内容の確認を行い、価格の妥当性について担保するよう努めてまいります。

<p>2</p>	<p>介護保険課</p>	<p>介護保険事務処理システムに係る改正業務委託契約について</p>	<p>「介護保険事務処理システムにかかる法改正業務委託契約」6,174 千円は、従来より導入していたシステムを法改正にあたり改正する作業について、当初システム開発を担当した業者と引き続き契約を行なうことが経済的であり、作業的にも最も効率的であることを理由として、随意契約で契約している。そのため、当初投資額とアフターコストとの総額の観点からは、一般競争入札によった場合に比べてコストが割高になる可能性がある。導入時の投資額の多寡だけで競争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定を行なうべきである。</p> <p>また、当該システム開発会社により見積書で計画作業日数を積算しているが、実績作業日数との比較分析が現状行なわれてない。計画工数と実績工数との比較により、常に工数見積りの妥当性を検討し、翌年度以降の契約に反映していくようにする必要がある。</p>	<p>平成 23 年度において、介護保険システムの更新を行う予定をしていますが、業者選定にあたっては、システムの設計開発費等の構築費と、開発後 5 年間に渡る運用保守費の総額について比較を行い、長期継続契約を締結し、稼働後 5 年間の適切な保守契約の確保に努めます。</p> <p>その際に、見積内訳書については、導入機器費用、開発作業費、保守費の明細を求めるとともに、特に保守費については、機器のハード及びソフトの保守費、保守作業費の明細を求めるとして、SE の人件費だけで算出できるものではなく、制度改正等に伴う機能追加や改修に対する費用負担の考え方、あるいは保守業務の稼働時間や稼働率、ヘルプデスクの稼働時間や障害発生対応時間等、求めるサポートレベルによりコストが大きく変わります。そのため、保守業務の見積りもりの妥当性の確認として、業務の内訳におけるハードウェア、ソフトウェア、保守作業の明確化を図るとともに、保守業務内容(サポートレベル)の妥当性の評価を進めています。</p> <p>なお、長期継続契約の対象となっている開発費用については、本市が要求するレベルを確保するとともに、当初の選定時に5年間の機能追加や改修を予め見込んだ費用として契約を行うものであることとしています。</p> <p>また、実績評価は契約完了の時点において作業日数や行程数の比較による方法もありますが、求めている業務レベルの到達度(システムの完成度・満足度)を重視した評価も必要と考えます。</p>	<p>平成 23 年度において、「介護保険システムの再構築業務」について、一般競争入札を実施いたします。</p> <p>一般競争入札を実施することで、価格の妥当性を担保するとともに、見積内訳書において、導入機器費用、開発作業費及び保守費の明細を求め、費用の明確化を図ります。</p> <p>契約については、長期継続契約を予定しており、基本的には5年間の機能追加や改修を見込んだ費用としておりますが、想定外のシステム改修が発生した場合についても、必要費用の明細等を求め、適正な価格設定に努めてまいります。</p>
----------	--------------	------------------------------------	--	--	---

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

国民健康保険事業

3. 収納事務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	納付の利便性の向上について	<p>現在、納付できる金融機関は市内のほぼ全ての銀行・郵便局等であるが、コンビニエンス・ストア等での支払いや電子納付等の方法により、夜間等でも納付可能にすることにより滞納状況が改善されるのではないかと考える。なお、以前は収納事務を私人に委託することはできなかったが、法改正により平成 17 年 10 月 1 日からコンビニエンス・ストアでの納付が可能となった。大阪府内では泉南市や河内長野市が導入済みであるが、市は未導入である。基本委託料、振込手数料がかかるということが未導入の理由であるが、不納欠損額が平成 19 年度においても約 460 百万円発生している現状においては、各種手数料の負担も考慮し、費用対効果を考えた上でコンビニエンス・ストア等での納付の導入を検討する余地があると考え。また、国民健康保険料及び介護保険料を一元化・集約化すること等によっても納付の煩雑性を緩和することができる。</p> <p>納付の利便性を向上することによって、納付率の向上に努める必要がある。</p>	<p>コンビニエンス・ストア等での納付につきましては、まず国民健康保険につきましては、大阪府において平成 22 年 12 月下旬に大阪府国民健康保険広域化等支援方針が決定されました。ただ、納付方法の拡充等を含めたさまざまな施策実施の具体的な取り組みについては、今後も引き続き府や市町村間で協議・調整を行っていくこととなっており、本市としてもその取り組みの中で検討を行う必要があると考えております。</p> <p>また、現在、現行のホストコンピュータの最適化に取り組んでおり、国保システムは平成 25 年度での移行が予定されております。今、コンビニエンス・ストア等での納付を可能にすべくシステムの対応を進めることは二重投資につながる恐れがあるため、最適化とあわせて体系的な検討を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>コンビニエンス・ストア等での納付につきましては、納付方法多様化の一手法として検討しております。</p> <p>また、導入に際しては、体系的な対応も必要となります。現在、平成 25 年 4 月の運用開始に向け、ホストコンピュータの最適化に取り組んでおり、この最適化とあわせ、体系的な検討を行ってまいりたいと考えております。</p>

6. 総務費

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
2	健康保険課	年間保守業務費用のコスト削減について	<p>市の国民健康保険システムについて、システム納入業者が次年度以降の年間保守業務も請け負っている。システム保守については、納入業者が当該システムに一番詳しいため随意契約が多く、見積合わせは行なっているものの、コスト削減の足かせとなっている。</p> <p>一般に全庁的な視点から企画・財政系部門が予算削減を試み所管課に対しシステム保守費や開発費の削減を打診しても、契約が所管課持ちである場合、削減可能性の判断が所管課任せとなり、所管課の判断が消極的になる。</p> <p>このような場合、下記のような改善が可能であり、年間保守費についても改善の余地がないか検討すべきである。</p> <p>①契約事務の一元化を図る。</p> <p>②性能発注ではなく仕様発注に切り替える</p> <p>③専門知識の壁を打開するために、企画・財政部門が外部専門コンサルティングを活用する。</p> <p>④見積書を作成実施者一人当たり日数単価と必要作業日数の算出根拠を記載する方式で提出させる等積算金額の分析を行なえるようにし、日数当たりの単価が、一般的な相場と比べて妥当であるかを確認する。</p> <p>⑤機械設備やソフトウェアを購入する際に、購入時に当該購入額の多寡だけで競争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定を行なう。</p>	<p>国民健康保険につきましては、大阪府において平成22年12月下旬に大阪府国民健康保険広域化等支援方針が決定されましたが、さまざまな施策実施の具体的な取り組みについては、今後も引き続き府や市町村間で協議・調整を行っていくこととなっております。</p> <p>このような状況の中で、今後も国保広域化に関する課題等の整理を進める一方、国民健康保険システムについては、基幹システム最適化事業の中で平成23年度よりオープン化を進める予定をしています。</p> <p>業者選定にあたっては、システムの設計開発費等の構築費と、開発後5年間に渡る運用保守費の総額について比較を行うこととしていますが、積算根拠については、監査結果で指摘されているようにSEの件数だけで算出できるものではなく、制度改正等に伴う機能追加や改修に対する費用負担の考え方、あるいはサービスの稼働時間や稼働率、ヘルプデスクの稼働時間や障害発生対応時間等、求めるサービスレベルを実現するための費用の算出となります。</p> <p>そのため、発注方法も仕様発注だけでなく性能発注の占める割合もおおのずと高くなります。</p> <p>なお、契約事務の一元化や専門知識を活用するための外部コンサルタントの活用については、庁内IT推進体制全体に係る課題であるため今後、情報システム室と連携しながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。</p>	<p>国民健康保険システムについては、平成25年4月の運用開始に向け、現在、基幹システムの最適化の取り組みを進めております。</p> <p>業者選定にあたっては、システムの設計開発費等の構築費と、開発後5年間に渡る運用保守費の総額について比較を行うこととしていますが、積算根拠については、監査結果で指摘されているようにSEの件数だけで算出できるものではなく、制度改正等に伴う機能追加や改修に対する費用負担の考え方、あるいはサービスの稼働時間や稼働率、ヘルプデスクの稼働時間や障害発生対応時間等、求めるサービスレベルを実現するための費用の算出となります。</p> <p>そのため、発注方法も仕様発注だけでなく性能発注の占める割合もおおのずと高くなります。</p> <p>今後、業者選定に向けて、情報システム室とともに外部コンサルタントと協議しながら、コスト削減を含め最適化の仕様等について検討を進めてまいります。</p> <p>なお、契約事務の一元化については、庁内IT推進体制全体に係る課題であるため今後、情報システム室と連携しながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。</p>

## 介護保険事業

### 5. 給付事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
3	介護保険課	事業者への立入調査について	<p>介護保険課ではケアマネジャーの資格を有する調査員によりケアプランの妥当性チェックやサービス提供の方法までを含めた現地指導を行っており、請求の妥当性確保について実質面から意義のある活動をしていると考えられる。しかし、現状において、以下に示すように、まだ不十分な点も多い。</p> <p>①サービス提供実績の实在性のチェック ケアプランの妥当性については慎重なチェックが行なわれているが、請求の基本となるサービス提供記録票等との整合性チェックは十分に行なわれていない。意図の有無にかかわらず架空請求が起こらないように、ヘルパーごとの業務実績の实在性を確認し、その集計過程を含め請求が正確に行なわれているかどうかをチェックするように調査項目を検討する必要がある。</p> <p>②事業者選定基準の明確化 現状、毎年度継続的に運用できる事業者の分析、評価の一覧表がない。給付実績に基づいた各種の分析や過誤調整実績の分析等の結果に基づいて、評価一覧表を作成し、問題のある事業者の絞り込みや、ある一定の評価区分を設け評価ランクにより立入調査の頻度を変えろといった対応も必要になると考える。現状は、事業者選定についての判断基準が明確でない。</p> <p>③過誤調整実績の把握 事業者への立入調査については、必ず調査結果に基づく過誤調整の実績金額を把握し、立入調査の効果を測定する必要がある。過誤調整金額を一つの業績評価指標として採用することにより、立入調査の効果が大きければ調査範囲の拡大が必要であるし、効果が薄れてくれば調査範囲を縮小してもよいという判断が可能になる。現状では、事業投入量の判断につながるような立入調査の実績評価指標が定められていない。</p> <p>④調査マニュアルの整備 毎年度、調査対象となる事業者と調査の重点項目とを定めているが、マニュアル化されたものはない。上記①～③の項目を踏まえ、市独自の調査マニュアルを作成し、立入調査についての判断基準の明確性と透明性を高める必要がある。</p>	<p>④ 毎年度、実地指導で重点的に確認する項目を設定し、実地指導の対象事業者の選定を客観的なデータに基づき、選定しています。</p> <p>しかし、その他の実地指導対象事業所選定については、大阪府からの権限移譲により新たに事業者指導の部署が新設されることもあり、その部署と調整しながら、調査マニュアル等の整備を行うことを検討しているところです。</p>	<p>④調査マニュアルの整備 既に、サービスごとに事業者において実施するチェックリストが(大阪府)より示されており、本市における確認事項もほぼ同様となっております。現状においては、個別ケースによりさらに重点的な確認を行っているところです。</p> <p>今後においては、関係部署と調整を図りながら、市独自の調査マニュアル作成の検討も含めて、効率的・効果的な調査の実施に努めてまいります。</p>

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

1. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針
1	市政情報課	定常業務に関する積算方法について	<p>情報システムは、市政情報課所管システムに関わらず、定常業務及び開発業務でめりはりをつけて委託を行うべきである。定常業務については、単価及び数量(工数)を明記したコスト積算書の標準様式を定め、かつ専門以外の者でも判断可能なガイドラインを規定すべきである。</p> <p>現状の積算価格根拠書類は、所管課ごとに異なるうえ、単価や作業工数の明示はなく総額が記載されているのみというケースが非常に多い。単価、作業工数の明示をベンダーに求め情報を整理するという基礎的な業務が十分にできていない。</p>	<p>単価及び数量(工数)の明記は、「それぞれの作業に対して求められる SE のレベルと数量は標準的な基準がないため、ケースバイケースで判断せざるを得ない状況にある。」「汎用機の開発業務は実際に SE の作業量が費用の根拠となるが、プログラム開発の作業量の基準がないため予算合わせ的な傾向が強くなる。」「パッケージの開発業務はさらに積算根拠を整えるのが困難となる。」「作業ボリュームに応じて単価が変動する。(ボリュームディスカウントや階段型の費用変動があるため、単純にリニアな積算を行うと、過大あるいは過少となる。)」などの問題を有しており、開発業務については、単価及び数量(工数)の明記は困難となっています。</p> <p>一方、定常業務においては、業務内容等を想定することが可能であるため、今後、ベンダーに積算根拠を求め、適切な対応に努めていきたいと考えています。</p> <p>なお、コスト積算のガイドラインについては、今後、調達ガイドラインを作成する中で対応を行ってまいりたいと考えています。</p>	<p>単価及び数量(工数)の明記は、「それぞれの作業に対して求められる SE のレベルと数量は標準的な基準がないため、ケースバイケースで判断せざるを得ない状況にある。」「汎用機の開発業務は実際に SE の作業量が費用の根拠となるが、プログラム開発の作業量の基準がないため予算合わせ的な傾向が強くなる。」「パッケージの開発業務はさらに積算根拠を整えるのが困難となる。」「作業ボリュームに応じて単価が変動する。(ボリュームディスカウントや階段型の費用変動があるため、単純にリニアな積算を行うと、過大あるいは過少となる。)」などの問題を有しており、開発業務については、単価及び数量(工数)の明記は困難となっています。</p> <p>一方、定常業務においては、業務内容等を想定することが可能であるため、今後、ベンダーに積算根拠を求め、適切な対応に努めていきたいと考えています。</p> <p>なお、コスト積算のガイドラインについては、今後、調達ガイドラインを作成する中で対応を行ってまいりたいと考えています。</p>

2. 業務マニュアルの整備

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針
2	市政情報課	業務マニュアルの整備について	<p>市政情報課では、住民情報システム等のデータ入力作業などのオペレーションを毎期随意契約で委託している。随意契約理由は、「入力作業には正確性と熟練度を強く要求されること、データ入力機器及び住民情報システム対応のフォーマットでの作成機器での操作をしなければならないなど、専門知識と技術の習得が必要なこと」とされているが、この入力(パンチャー)業務は代替業者が存在しない業務とはいえない。</p> <p>随意契約とせざるを得ないのは、委託期間が長期にわたってしまったため、市職員では委託業者が変更すると操作方法を十分に説明できず、システム運用自体に不安がでるという事情がある。</p>	<p>住民情報システム等のデータ入力作業等のオペレーション業務については、汎用機システムの最適化を進める中で、現行の委託業務内容を大幅に見直すこととなります。そのため、汎用機のオープン化に合わせて全体的な見直しを行います。</p>	<p>住民情報システム等のデータ入力作業等のオペレーション業務については、汎用機システムの最適化を進める中で、現行の委託業務内容を大幅に見直すこととなります。そのため、汎用機のオープン化に合わせて全体的な見直しを行います。</p>



		すなわち任せ過ぎで交代が難しくなっているというのが現状である。 契約業務単価も、前年度の単価が適用されているが、最新の日本データエントリー協会(パンチャー能力基準)など指標を参考にすべきである。 情報システムの最適化を推進するうえでは、業務マニュアル・整備・仕様の明確化は最低限必要なことである。	
--	--	--	--

### 3. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針
3	市政情報課	住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託契約(表中11)について	実績チェックの方法が適切になされていない点が散見される。委託業務仕様書と勤務状況報告書の内容が一致していない。勤務状況報告書の提出は受けているが、内容の精査がされていない。また、実績と予算の対比もできていない。適切な実績チェック及び予算実績差異分析を行うべきである。	H23.1.20 までの措置の内容と改善の方針 住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託については、平成 21 年度より、各作業項目にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発したプログラム本数を割り出し実績チェックを行っています。 勤務状況報告書の内容の精査については、一年を通して開発する案件や緊急障害対応等が各月においてプログラムの修正本数が何本、と固定されているわけではないため、勤務状況報告書による内容は、その日に作業した内容を記載し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェックを行っており、平成 22 年度についても、年度末に実施する予定です。	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針 住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託については、平成 21 年度より、各作業項目にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発したプログラム本数を割り出し実績チェックを行っています。 勤務状況報告書の内容の精査については、一年を通して開発する案件や緊急障害対応等が各月においてプログラムの修正本数が何本、と固定されているわけではないため、勤務状況報告書による内容は、その日に作業した内容を記載し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェックを行っており、平成 22 年度についても、年度末に実施し、実績チェックを行った上で平成 23 年度契約に反映しました。
4		グループウェアシステム保守業務委託契約、住民情報システム電算オペレーション業務委託契約(表中7、9)について	単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行われていない。システム更新時に実績チェックを行い、その結果を次回のシステム更新時の要求仕様に反映すべきである。	グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すためには困難です。 一方、オペレーション業務についても、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされている	グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すためには困難です。 一方、オペレーション業務についても、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課

				<p>るかどうか等の実績チェックが中心となります。</p> <p>以上の状況の中で、グループウェアシステムについては、次期システム更新時に再度、保守業務も含めて再検討を行うとともに、オペレーション業務については汎用機のオープン化に合わせて契約内容等も含めて全体的な見直しを行う予定をしています。</p>	<p>から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされているかどうか等の実績チェックが中心となります。</p> <p>以上の状況の中で、グループウェアシステムについては、次期システム更新時に再度、保守業務も含めて再検討を行うとともに、オペレーション業務については汎用機のオープン化に合わせて契約内容等も含めて全体的な見直しを行う予定をしています。</p>
5	市民ふれあい課	市立山本コミュニティセンター機械式駐車装置保守点検業務委託契約(表中3)について	<p>当該契約は年8回の立駐装置保守点検業務及び年2回の管制・料金システム保守業務であるが、管制・料金システム保守点検業務に関しては点検報告書を入手していなかった。契約内容の履行を確認するため、点検報告書を入手すべきである。</p> <p>また、契約金額の積算根拠となる単価について、内訳書を精査するなどにより金額の妥当性が検証されていない。業者の見積提示額で契約を締結するのであれば、金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を当然検証すべきである。</p>	<p>管制・料金システム保守業務に関する点検報告書については、平成22年度の2回分を入手しました。来年度以降も報告書の提出を求めていく予定です。</p> <p>また、契約金額の妥当性について、来年度より契約金額の妥当性を検証します。</p>	<p>平成23年度の契約にあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、内訳書を入手して、金額の妥当性につき検証を行ったところであり、今後も金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を検証してまいります。</p>
6		八尾市立山本コミュニティセンター清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター清掃等業務委託契約(表中5,6)について	<p>業者の見積書を基に契約金額を決定している。当該金額は月額単価×契約金額で算定されている。しかし、月額単価について、内訳書を入手しておらず、妥当性を検証していない。清掃業務に関しては人件費が主要な内容と考えられるので、一人当たり人件費、間接費、必要工数の見積りなどを記載した内訳書の入手を行う必要がある。</p>	<p>入札により平成20年8月1日より別業者と契約締結しましたので、次回長期契約締結時より当該指摘事項を念頭におき、事務の処理を行います。</p>	<p>平成23年8月1日からの長期契約締結にあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、人件費、間接費の記載のある積算内訳書を入手して、金額の妥当性につき検証を行ったところであり、今後も金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を検証してまいります。</p>
7		八尾市立コミュニティセンター清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務委託契約(表中7,8)について	<p>作業の実績については契約書の定めに基づいてチェックされているが、過年度に契約検査課において一括で行われた入札において契約内訳の積算根拠が示されていない。ゆえに単価の妥当性が検証できない。コスト削減については十分留意されているところではあるが、積算根拠の明確化に努めるべきである。</p>	<p>全庁的な問題であり、次回の長期契約締結時より積算根拠を明確にすべく、検討します。</p>	<p>八尾市立コミュニティセンター清掃業務に関し、平成23年8月1日からの長期契約を締結するにあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、人件費、間接費の記載のある積算内訳書を入手して、金額の妥当性につき検証を行ったところであり、今後も金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を検証してまいります。</p> <p>八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務については、次回の長期契約締結時(平成25年10月1日予定)より積算根拠を明確にすべく、検討します。</p>

8	学務給食課	調理場排気設備 清掃業務委託契 約(表中 11)につ いて	契約書には仕様書に基づき作業を行う事と明記さ れているが、仕様書が作成されておらず業務内容及 び全体工数を確認することが出来ない。よって、仕様 書に基づき作成される見積書は各学校ごとに作成さ れているが、単価は全て同一であり、見積金額の妥 当性について適切に判断することはできない。 入札に際し仕様書は不可欠なものとなるため、早期 に仕様書を作成することが必要である。	入札実施に向けた仕様書作成のため、各学校 給食調理場の排気設備について調査を完了して おり、平成23年度の入札実施に向けて仕様書を 作成してまいります。	各学校給食調理場の排気設備について調査 及び仕様書の作成を完了しており、入札実施に 向け事務を進めております。
---	-------	--	---	---	---

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市政情報課	情報システム専門 家の登用につい て	ベンダーロックインを回避する上で外部有識者の 参画する CIO 制度は有効といえる。しかしながら、 CIO に回付される肝心の判断材料が不十分では効 果が大幅に減殺されてしまう。情報が不十分では適 切な判断をくだすことはできないのである。外部 CIO 補佐官に意見を求め、システム専門家が判断しやす い様式を定め、業者選定・選定以降の契約更新時 には指定様式で業者より内訳説明資料の提出を求め ることが有効であると考え。 契約関係の伺いは、日常回付されるものであるか ら、非常勤者ではなくシステム専門家を常勤のシス テム検査官として登用し、システム関連支出の決裁は 必ず検査官の承認を課している他市事例もある。例 えば、常勤者を求める場合、予算要求以前の原課と の折衝～予算要求における見積りの内容の査定～ 発注仕様書策定～選定～契約条件チェックのほか、 納品検査、保守サービスレベルのチェック等契約以 外の様々な部分に関与してもらうことが望ましい。 情報システムの新規導入から順次、専門家が関与 することも有効と考える。	様式については、平成 20 年度から CIO 体制のも とで契約関係起案のチェックを行っており、今後、 その内容等を踏まえて調達ガイドラインを作成し たいと考えています。	様式については、平成 20 年度から CIO 体制 のもとで契約関係起案のチェックを行っており、 今後、その内容等を踏まえて調達ガイドライン を作成したいと考えています。平成 23 年度に CIO 補佐官業務を専門業者に外部委託し、それ に合わせて、IT ガバナンス支援業務を同業者に 委託しており、今年度中に調達ガイドラインを作 成する予定です。

4. 情報システム年間保守費

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	市政情報課	情報システム年間保守費の縮減可能性について	<p>基幹システムの年間保守費用は、一般に高額である。当初システムを導入したベンダーがそのまま毎年随意契約を締結し、積算根拠が不明確で市側の検証も十分でない。基幹システムが、市販パッケージをカスタマイズしたものなのか、市が仕様発注したものなのかで今後の適切な対応が異なる。</p> <p>〈1〉新たに開発したシステムの場合 開発費用だけでなく、システム導入後の保守費用を含めて契約業者を選定し、システムの発注段階においてシステムに組み込まれる機能・性能を明確にした仕様発注をし、将来的に業者変更が可能なように配慮することが考えられる。</p> <p>〈2〉市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合 パッケージソフトそのものの著作権はベンダーにあるものの、契約如何によってアドオン(個別のニーズに合わせた仕様追加)部分は市の著作権としての取り扱いになっている場合がある。その他、他のベンダーが契約上、一切保守できない仕様なのか確認すべきである。広く知られたパッケージソフトであれば、運用・保守できる業者は多数にのぼり、代替業者の選定が可能の場合もある。</p> <p>〈3〉上記両者に共通する事項 保守契約先の変更が不可能な場合であっても、現行業務と比較して下記の事項が過大になっていないか検討する余地がある。</p> <p>ア)ライセンス数 イ)保守対応時間帯(ハード、パッケージ、その他) ウ)保守サービス内容 エ)業者保守体制(人数・工数など) 暫定措置として外部専門業者を介在させることにより、システム仕様の整備状況をチェックさせ、改善要望を提案させ大幅なコスト縮減に成功した事例もある。</p> <p>以上のように、市の基幹システム保守費の縮減可能性につき検討すべきと考える。</p>	<p>H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>〈1〉新たに開発したシステムの場合 現在、システムの発注においては、既に開発費用だけでなく保守費用も含めて契約業者の選定要件としています。なお、一部のシステムでは使用データのデータベース構造や形式、アクセス方法を公開させるなどにより、将来的に業者変更が可能なように配慮行うことにより、一定の措置を行いました。</p> <p>〈2〉市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合 市販パッケージソフトの保守については、長期継続契約等の制限がない契約において、代替業者への変更が有利な場合において変更を行います。</p> <p>〈3〉上記両者に共通する事項 保守契約については、毎年の契約更新に際して、合議により、専門的な視点も加えながら内容等のチェックを行うなどにより一定の措置を行いました。</p>	<p>H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>〈1〉新たに開発したシステムの場合 現在、システムの発注においては、既に開発費用だけでなく保守費用も含めて契約業者の選定要件としています。なお、一部のシステムでは使用データのデータベース構造や形式、アクセス方法を公開させるなどにより、将来的に業者変更が可能なように配慮行うことにより、一定の措置を行っております。また、今後のシステム調達(新規、再構築)については、ベンダーロックイン回避のため、独自開発によるものではなく、パッケージソフトによるものを選定していくよう努めてまいります。</p> <p>〈2〉市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合 市販パッケージソフトの保守については、長期継続契約等の制限がない契約において、代替業者への変更が有利な場合において変更を行います。今年度、合議の際に保守契約の代替業者への変更が可能かを検討するとともに、機器入れ替えを実施するシステムにおいて、機器保守についてはシステムベンダーで行うのではなく、機器調達に合わせて入札により選定するなどの措置を行いました。</p> <p>〈3〉上記両者に共通する事項 保守契約については、毎年の契約更新に際して、合議により、専門的な視点も加えながら内容等のチェックを行うなどの措置を行います。平成23年度においても、合議の際に、保守対象に不必要なものが含まれていないか、保守サービス内容や対応時間が運用と比較して過剰になっていないか、単価等が妥当なものか、などについて外部 CIO 補佐官も含めてチェックし、一定の保守費用の適正化を行いました。</p>

6. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	資産税課	H21 年度向け固定資産税システム評価替え対応業務委託契約、平成 20 年度固定資産(土地)評価システム業務委託契約(表中 1、5)について	八尾市財務規則第 116 条第 2 項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。 しかし、1 及び 5 の契約に関しては、いずれもシステムに関係する業務委託であり、システムに精通している業者との間での契約を必要とし、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することは困難であるとして、入手していない。 しかし、たとえ他の業者の見積書を入手できなくても、仕様、部品、工数など明確な内訳書を入手し妥当性の検討を行うべきである。	表中 1「H21 年度向け固定資産税システム評価替え対応業務委託契約」は、3年に1度の評価替えや税制改正に対応するためのシステム変更の委託契約です。次回契約時には複数の者から見積書を徴するなどの対応を予定しています。	表中 1については、業務の専門性や特殊性から随意契約としているが、意見にある妥当性の検討のため、同一規格・同一仕様の見積ではなくとも、同レベル相当による見積書を複数の者から徴し、対応します。
4	市民ふれあい課	八尾市民憲章の啓発活動及び事務業務委託契約(表中 10)について	委託契約額は、従前の実績を踏襲しているのみであり、妥当性が検証されていない。年度末において、契約額の妥当性を検討し、次年度の適切な積算に努めるべきである。	八尾市市民憲章推進協議会会員から提出される活動報告書等に基づき、その活動内容を正確に把握することにより、適正な委託料の積算に努めます。	八尾市市民憲章推進協議会が助成金を交付する団体に対し、助成金交付時に提出される実績報告書に会計決算書の添付を求め、その内容に基づき、適正な委託料の積算に努めることとします。
5	保健推進課	システム年間保守費の積算根拠(表中 22)について	健康管理システムの機器及びシステム保守契約のうち、業者より入手しているシステム保守費の内訳明細は下記のとおりである。保守費の月額および年額が示されているのみで業務内容の詳細の資料はない。 当初のプロポーザル方式で業者選定した際に、そもそも年間保守額が提示されていたのかも把握されていない。必要工数と必要なシステムエンジニアのレベル、すなわち労務単価を見積書上も明確化するよう業者に要請し、単価が妥当であるのか、入手している作業報告書等により検証すべきである。	保守業務の範囲・内容を明確にするため、現在事業者と協議調整を行っているところです。	システム保守の業務内容については、作業報告書等により把握に努め引き続き明確化に向け取り組んでまいります。
6	学務給食課	学校園の害虫等駆除業務委託契約(表中 6)について	随意契約の理由があいまいであり明確ではない。確かに、本業務は、年度ごとの気象条件等に左右されるため総工数を発注段階で見積もることは困難である。しかし、過年度の統計を取る事により平均的な工数を見積もることは可能である。発注段階において総工数が確定しなくとも、入札に参加する業者がいるのならば、競争原理に基づく業者選定を行うべきである。	他市の状況等を踏まえながら、業務内容等について検討を進めているところでありますが、検討する中で明らかとなった課題の解決を図りながら、今後も引き続き入札実施に向け調査、検討を行い、平成 23 年度中の仕様確定に努めてまいります。	他市の状況等を踏まえながら、業務内容等について検討を進めてきたところでありますが、引き続き業務のあり方や契約方法及び受託業者の有無等について調査、検討を行なってまいります。

7		<p>学校給食用パン及び米飯包装業務委託契約(表中14)について</p>	<p>当該業者と長期継続して随意契約が結ばれており、過年度と同じ単価で契約されている。パン及び米飯の納入業者の選定は、大阪府スポーツ教育振興財団が大阪府下のブロックごとに決定しており、市が行ってない。また、当該契約はパンおよび米飯の納入に付随する業務であるので当該業者と随意契約とすることに合理的理由があると思料される。</p> <p>しかし、納入の単価については、前年度実績ベースで決定されており、今後については、周辺市町村に価格の調査を行うなどし、価格の妥当性の検討をはかられたい。</p>	<p>平成 22 年度の契約にあたっては周辺市町の調査を行い価格の妥当性について検証を行なったところであり、今後も継続して調査を実施するなかで契約単価の妥当性について検証してまいります。</p>	<p>平成 23 年度の契約にあたり、周辺市町に調査を行い価格の妥当性について検証を行なったところであり、今後も継続して調査を実施するなかで契約単価の妥当性について検証してまいります。</p>
8		<p>給食用リフト保守点検業務委託契約(表中 15)について</p>	<p>月額単価の 12,600 円と 14,200 円の差はリフトの高さが 3 階用と 4 階用の差である。単価については、過年度から同額であり、価格の妥当性については検討されていない。また、業者から徴している見積書には単価の内訳は記載されていない。</p> <p>単価については、ここ数年値上げされておらず、予算の適正化には十分配慮されているところではあるが、詳細な見積書を入手するなどして、金額の妥当性の検証が必要であると考える。</p>	<p>平成 22 年度の契約にあたり詳細な見積書を徴して金額の妥当性について検討を行ったところであり、今後も詳細な見積書を徴することで契約額の妥当性を検証してまいります。</p>	<p>平成 23 年度の契約にあたり、詳細な見積書を徴して金額の妥当性について検討を行なったところであり、今後も詳細な見積書を徴することで契約額の妥当性を検証してまいります。</p>
9	<p>生涯学習スポーツ課</p>	<p>番組制作放送業務委託契約、生涯学習施設管理システム関連機器保守業務委託契約、地区生涯学習推進事業委託契約、平成 20 年度八尾市民体育大会事務業務委託契約、平成 20 年度八尾市社会体育事務業務委託契約(表中 1~5)について</p>	<p>表中 1 及び 2 の契約に関して、予算の積算が実施されておらず、契約先から入手した見積書の金額を予算金額として計上しており、表中 3 の契約に関しては、見積書の入手も実施しておらず、予算金額、契約金額の算出について根拠となる資料が存在しなかった。</p> <p>また、表中 4 及び 5 の契約に関しては予算見積りが前年度ベースで行われており、個別の事業の積み上げとなっていないため、計上金額の妥当性の検証ができなかった。この 2 契約については事業実施の全額を補助しておらず(市民体育大会事務に関しては予算規模 6,185,419 円中委託金 2,607,900 円、社会体育事務事業に関しては 9,942,935 円中委託金 2,550,000 円)、参加者の負担額や審判に対する報酬を引き下げるなどの支出額の抑制により事業経費を賄っていることから事業規模及び委託金額は抑制されているものと考えられる。</p> <p>確かに、前年度ベースの金額と当該のシーリングの兼ね合いで委託金額を決定する方法でも市全体の予算抑制の観点からは有効かもしれない。しかし、公費支出の妥当性を検証する観点からは、当該事業にかかる市による積算を行い、委託金額の算出根拠明確化を図ることが望ましい。</p>	<p>市側での積算を含め、予算の妥当性について検証できる方策について検討してまいります。</p> <p>生涯学習施設予約・案内システムについては、プロポーザル方式により平成 23 年度以降の保守・点検業務を含む更新業者の選定を行いました。</p>	<p>市側での積算を含め、予算の妥当性について検証できる方策について検討してまいります。</p> <p>生涯学習施設予約・案内システムについては、プロポーザル方式により平成 23 年度以降の保守・点検業務を含む更新業者の選定を行い、委託金額の算出根拠の明確化に取り組みました。</p> <p>(措置済み)</p>

【平成22年度】歳入の執行事務について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

1. 市税

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針
1	市民税課	法人市民税の減免申請書について	<p>地縁団体は、地方自治法及び地方税法により公益法人等に該当し、地方税法第 296 条第 1 項第 2 号に規定する非課税法人ではないことから、法人市民税の納税義務者となる。</p> <p>地縁団体の減免は、八尾市市税条例第 44 条第 4 項第 2 号により認められているが、市では、当該団体に対し、課税をしていないため、減免申請書の提出を求めている。</p> <p>当該団体に対する減免に関しては、減免手続の適法性を確保する観点から、課税を決定し、納期限までに減免申請書の提出を求めなければならない。</p>	<p>設立届又は開設届、法人市民税均等割申告書及び減免申請書と各記入見本等を作成し、地縁団体の代表者に対し、個別に手続きの説明を行い、順次申請及び手続きの指導を行っていきます。</p>

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針
2	住宅管理課	収入未申告者に対する収入調査の実施について	<p>公営住宅法に基づく公営住宅において、毎年入居者の収入申告義務があるが、その申告義務を怠っている者に対し、収入調査が行われていない。同法の趣旨は低額所得者に対して住宅を提供することにあるが、収入提示義務を怠る入居者は、所得水準が規定以上となっていると考えるのが自然である。収入提示がない場合、最も高い所得ランクの使用料を適用しているとのことであるが、民間賃貸住宅の家賃と比較すると廉価であることにはかわりはない。公営住宅事業に多額の市税が投入されている事実を踏まえても明らかに受益者負担の観点から問題であり、入居資格を喪失していないか収入調査(公営住宅法第 34 条)を実施し厳しい姿勢で臨むべきである。</p>	<p>八尾市営住宅条例第 18 条の規定により、市営住宅家賃の家賃算定のため、入居者が収入を申告することを義務付けています。</p> <p>現在も、収入未申告者に対しては、再三にわたり申告の請求を行い、未申告者の削減に努めているところであり、再三にわたり催告を行っても申告義務を果たされない場合は、市民税申告で明らかになるものについては、収入調査を実施し、その把握に努めております。</p> <p>なお、自主的な収入申告のない入居者の家賃算定に関しては、その住宅の近傍同種家賃を徴収することとなりますが、今後は、未申告者の属性分析等を行い、費用対効果も踏まえ、収入調査の実施手法等を検討してまいります。</p>

3		保証人の活用について	<p>入居時に保証人を設定しているが、家賃滞納時において保証人へ督促を行っている実績はなく、保証人制度が適切に運営されていない。</p> <p>滞納が始まった時点で滞納者に対して督促状に保証人に求償する旨の記載をし、保証人にもその旨を伝達する必要がある。理由は滞納額が多額になってから通知するのでは信義則に反するとともに、保証人の負担能力を考慮しても実行可能性に欠けることになるからである。そして、滞納月数が長期にわたる場合には、適切な時期に保証人に対して滞納家賃の請求を行っていく必要がある。</p>	<p>H22年度の家賃督促時に、保証人に対して納付を促す文書送付を行った結果、保証人からの問合せもあり、分納誓約に至ったケースもありました。現在、保証人に対して求償していくかどうかについては、滞納額が多額になっているケースもあり、検討していく必要がありますが、昨年度と同様、督促時に保証人に対して、滞納の事実を伝え、納付計画を促進する手法を採り、収納率の向上を図ってまいりたいと考えています。</p>
---	--	------------	---	--



(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 市税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市民税課	特別徴収について	普通徴収に比して特別徴収は相対的に収納率が高く納税通知書の発送の必要がないなど徴収コストが低くなる。市では特別徴収拒否事業者に対して特別徴収をこれまで以上に積極的に進めるべきである。	新規で給与支払報告書の提出があった事業所については特別徴収で当初通知をし、特別徴収不可の連絡があった場合は理由を聴取し、短期雇用や少人数でやむを得ない場合について普通徴収に切り替えています。平成 24 年度課税分から、年末に事業所宛に送る普通徴収用総括表に特別徴収への切り替えを促す文面を加えます。また、12 月始めに行う年末調整説明会において、特別徴収の推進について説明を行うこととしております。
2		法人市民税均等割について	法人市民税均等割について、市は標準税率を採用している。しかし、地方税法第 312 条第 2 項によると、標準税率に 1.2 を乗じた率まで超過課税を採用することが可能である。 平成 21 年 4 月 1 日現在の大阪府下市町村の税率を調べると、43 団体中 16 団体で超過税率を採用している。法人市民税の適用税率は、住民の合意形成により決定されるところではあるが、財政困窮の折には税収確保の観点から、超過税率の検討が必要となると思料される。	法人市民税の在り方については、これまで内部で研究を重ねてきましたが、今後大阪府下及び本市と同規模の他市町村に対し、現在の均等割税率やその経過、今後の予定を照会し、その結果等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。

2. 手数料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	財政課	手数料の見直しについて	市における手数料の設定について受益者負担の観点から考えると、現行の手数料は、各種証明書発行のために必要な費用を大きく下回る金額で設定されているため、差額に関して現状では税で賄われている結果となっている。 また、市と同規模の他市と比較しても現在の手数料は低めに設定されているといえる。 「受益と負担の公平性確保」の基準においては社会経済情勢に応じて、おおむね 3 年から 5 年に 1 回受益者負担額の見直しを実施するとされているが、現行の手数料に関しては平成 5 年に決定されたものである。市における厳しい財政状態に鑑みれば、適正な受益者負担額に見直す時期にあるのではないだろうか。 なお、窓口での申請、郵送による申請など、申請方法により証明書発行までの必要費用が異なることから、適正な受益者負担額の算定にあたっては、証明書の発行方法までに踏み込んだ検討を実施すべきではないかと考える。	平成 23 年度におきまして、全庁的な検討会議を開催し、適正な受益者負担額への見直しを行っております。なお、検討会議の内容や他市における状況等も踏まえ、平成 23 年度中に関係条例等の改正を行い、平成 24 年度から施行できるよう見直しを進めております。

### 3. 国民健康保険料

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	健康保険課	国民健康保険料の収納率の向上策について	<p>国民健康保険料や介護保険料などの社会福祉にかかる保険料の収納率を高い水準に維持しておくことは、長期的視点からみた歳入確保策としても重要といえる。</p> <p>社会経済状況の悪化や公的医療保険制度の制度上の課題などにより収納率が低下するなか、消滅時効や先取特権で有利な国民健康保険税の導入も一考の価値がある。国民健康保険料は、国民健康保険法に基づく保険料ではなく地方税法に基づく国民健康保険税として徴収することもできる(国民健康保険法第76条第1項但書、地方税法第5条第6項第5号)。保険料方式と税方式とでは、制度上次のような相違点がある。保険料方式の場合、消滅時効は2年である(国民健康保険法第110条第1項)が、保険税の消滅時効は5年(地方税法第18条及び18条の3)であり、徴収の順位も、保険料は先取特権の順位は地方税の次(国民健康保険法第80条第4項)であるが、保険税は地方税であるため市町村民税等と同順位(地方税法第14条)となる。</p> <p>これらの点を考慮すると、少なくとも滞納債権管理の上からは、保険料方式よりも税方式の方が有利であると考えられ、さらに八尾市は、大阪府下の他市町村と比較して市税の収納率が優れているという特長があることから税方式を導入することで、保険料方式では制度上の壁により難しかった納税者情報の共有や収納率向上のノウハウ等の共有が可能となる利点がある。</p> <p>一方、厚生労働省は「保険税」から「保険料」への移行を長年の課題としており、むしろ逆の方向性を指導しており、さらに大阪府においても府内の市町村の国民健康保険事業の財政安定化や負担の公平化を図るため、国民健康保険制度の広域化に取り組んでいるが、そこでも収納率の向上をめざしている。府内では、保険料方式が多数であることから、今から国民健康保険税を導入する事は府内における広域化の流れにも反することとなる。</p> <p>ただ、市税で高い収納率を確保できているノウハウを国民健康保険料や介護保険料に活かす余地はないのかは、さらに検討する余地があるのではないかと。府内で保険料の収納率の高い税部門の取り組みを参考とし、債権管理課との連携をさらに強化し収納率の向上に引き続き取り組むとともに、全庁的なプロジェクトが必要であると考えられる。</p>	<p>保険料の滞納対策については、これまでから滞納ランク別整理を行うとともに、納付案内コールセンターの設置により、未納初期段階者を中心とした納付勧奨を行っております。今後も引き続き、これら取り組みをはじめ、債権管理室と連携を図りながら効果的な滞納対策を講じることで、収納率の向上に努めてまいります。</p> <p>保険料から保険税への移行については、ご意見にもありますとおり、国の方針及び大阪府における広域化の方向性等の動向から保険税への移行は検討しておりません。市税の収納ノウハウの活用につきましては、債権管理室と連携しながら、収納業務へ反映してまいります。</p>

#### 4. 放課後児童室使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	青少年課	債権管理について	<p>所管課は、予め保護者から「八尾市放課後児童室条例第5条第2号に規定する1か月以上放課後児童室使用料を滞納した場合には、入室許可を取り消すことを承諾します。」と明記した放課後児童室入室許可申請書入手し、現年度分の滞納について個別電話催告や滞納者の入室許可保留を実施し滞納使用料の徴収に努めているが、現年度分及び滞納繰越分いずれにおいても、収納状況に改善はみられない。</p> <p>収納状況が悪化した原因を追究し、収納状況の改善に努められたい。</p>	<p>滞納繰越分は、対象児童がすでに退室している状況が殆どなので、入室許可の取り消し・保留による催告効果がないため、平成22年度末に放課後児童育成室内に滞納整理チームを作って、大口滞納者に対する滞納整理に係る個別指導を実施して、徴収率において対前年度比約12ポイントアップの実績を得ました。また、現年度分の徴収率は、平成20年度以降22年度まで同一の98.3%で推移していますが、平成23年度分からは、現年度分の滞納者に対して新たに入室許可取消予告書を送付して、滞納者の特定と段階的、継続的な納付指導の実施体制を確立して徴収率アップを図っています。</p>

#### 5. ごみ処理手数料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	資源循環課・環境事業課	可燃(燃やす)ごみ及び粗大ごみの有料化について	<p>市のごみ収集手数料は粗大ごみを含めすべて無料となっている(持ち込みごみを除く)。一般的には、手数料を上げるほどごみ減量に向けた意識が高まり、ごみの発生量が減少すると同時に、住民の公平感が高まるものと考えられる。しかし一方で、市民への啓発活動をはじめとする不法投棄対策が必要になるとともに、新たな市民負担についての説明責任が求められることになる。</p> <p>なお、大阪府下での粗大ごみの有料化を実施している市町村と無料の市町村の割合は下表の通りであり、既に半数を超える市町村が有料化に踏み切り、減量の成果をあげている。市においても、既に八尾市廃棄物減量等推進審議会での議論を経て、粗大ごみの有料化導入についての答申を受けていることや府内市町村の状況を踏まえ、粗大ごみの排出者に対する受益者負担の公平性の確保という観点やごみ減量化の方策として、粗大ごみの有料化の実施に向けた制度設計を行うべきである。</p> <p>また、八尾市におけるごみ処理については、大阪市とごみの共同処理を行っており、その結果、ごみの減量化が焼却委託料の減少に直結し、ごみ処理コストの削減につながるという特徴がある。</p> <p>清掃事業にかかる収支の状況でもわかるように、ごみ処理については多額の税等が投入されており、将来における処理施設や収集機材等の整備費や収</p>	<p>粗大ごみにつきましては、第3期八尾市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、有料化に向けた手法や体制の検討を行っております。また、可燃(燃やす)ごみの有料化につきましては、現在、次期一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて、第4期八尾市廃棄物減量等推進審議会にて、減量施策や減量目標等の議論を重ねているところでございます。今後、第4期八尾市廃棄物減量等推進審議会での議論を踏まえながら、多種分別収集実施をはじめとする減量施策の効果を検証すると共に、有料化についての他市の実施状況や手法についての調査・研究を進めてまいりたいと考えております。</p>

			集にかかる人件費等、処理コストを考える上で、更なる減量化に取り組む必要がある。その方策として、府内での実施団体数は少ないものの、確実な減量化に結びつくとともに、歳入確保にも寄与する可燃(燃やす)ごみの有料化についても、多種分別の実施状況等を踏まえつつ、更なる調査・研究を実施していくべきであると考え。	
--	--	--	--	--

6. し尿くみ取り手数料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針																					
7	環境施設課	し尿くみ取り事業の在り方について	<p>市のくみ取り世帯数は減少傾向にある(平成 21 年度現在 8,356 世帯 7%)。また、第 5 次総合計画基本計画の目標別計画(行政案)で平成 32 年までの公共下水道(汚水)整備人口普及率 100%及び公共下水道接続率 92%が目標に掲げられているため、くみ取り世帯数はさらに減少していく。し尿くみ取り事業と下水道事業は相関関係にあることから、下水道普及率の向上に伴い、スケールメリットの観点からし尿事業が非効率になっていくことが容易に想像できる。</p> <p>このような現状の中で問題となるのは、し尿くみ取り事業の在り方についてである。平成 21 年度の決算によると、し尿事業単独では 4 億 8,000 万円程度の歳出超過となっている。歳出超過分を減少するには、さらなる歳出削減を図る若しくは歳入確保を図らざるを得ない。市では歳出削減を図る施策として、収集量の減少に伴う収集車の削減、将来的にはし尿収集運搬業務の市直営化及び清協公社の解散について検討している。これらの施策のほか、し尿くみ取り手数料の見直し及び水洗化促進を図ることが考えられる。</p> <p>市では、くみ取り手数料の見直しは平成 16 年度の包括外部監査に指摘された事項であったため、平成 22 年 1 月 12 日現在において一定の検討を行い、対応をしてきている。府内の類似団体間でのし尿くみ取り手数料の比較を行うと以下の通りとなる。なお、し尿くみ取り手数料の算定は次の仮定による。4 人家族の一般家庭(便槽 1 個)し尿排出量 240 リットル<sup>(注1)</sup>。</p> <p>(し尿くみ取り手数料とくみ取り人口の比較)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>豊中市</th> <th>茨木市</th> <th>吹田市</th> <th>寝屋川市</th> <th>枚方市</th> <th>八尾市</th> <th>岸和田市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,500 円</td> <td>280 円</td> <td>0 円</td> <td>540 円</td> <td>400 円</td> <td>1,200 円</td> <td>1,824 円</td> </tr> <tr> <td>187 人</td> <td>4,801 人</td> <td>1,458 人</td> <td>6,299 人</td> <td>6,623 人</td> <td>28,196 人</td> <td>15,408 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)くみ取り人口は平成 20 年度末現在(府 HP よ</p>	豊中市	茨木市	吹田市	寝屋川市	枚方市	八尾市	岸和田市	3,500 円	280 円	0 円	540 円	400 円	1,200 円	1,824 円	187 人	4,801 人	1,458 人	6,299 人	6,623 人	28,196 人	15,408 人	<p>下水道普及が進行することに伴い、市の汲み取り世帯数は減少し、また、汲み取り必要世帯の点在化や収集運搬作業の困難化などもあり、歳入(手数料)よりも歳出(経費)が多い歳出超過状態となっています。</p> <p>汲み取り業務量の減少に対する歳出削減策として、平成 13 年度から清協公社職員の欠員不補充、収集車の削減等を行い、効率的な業務運営に努め、将来的にはし尿収集運搬業務の市直営化等について検討を行っており、一方、歳入確保策としては、し尿取り扱い手数料集金業務において、口座振替制と戸別集金制を併用し、高い徴収率の維持に努めてまいりました。</p> <p>手数料の金額については、一定の検討を行った結果、府下でも低額とはいえない現在の状況下で、下水道供用区域内で下水道未接続中には、低廉な家賃で居住する準生活困窮世帯も多いため、更なる受益者負担を求めるべきではないという考えに至っています。</p> <p>今後も、歳出削減には、引き続き取り組み、また、下水道事業の所管課と連携し、水洗化促進に係る既存制度の再構築と新たな仕組み・制度の構築について検討してまいります。</p>
豊中市	茨木市	吹田市	寝屋川市	枚方市	八尾市	岸和田市																			
3,500 円	280 円	0 円	540 円	400 円	1,200 円	1,824 円																			
187 人	4,801 人	1,458 人	6,299 人	6,623 人	28,196 人	15,408 人																			

		<p>り)</p> <p>上記の通り、市のし尿くみ取り手数料は他市と比較して低額でないことがわかる。一方で市のくみ取り人口は最も多い。くみ取り人口の最も少ない豊中市のし尿くみ取り手数料が高額である理由は、手数料の算定方法が従量制となっているためである。</p> <p>他方、水洗化促進策の一つとして、下水道供用開始から3年間に接続することを要件として助成する水洗化工事助成制度の充実等が考えられるが、上記同様平成16年度の包括外部監査で指摘済みであり市は検討の上、対応をしてきている。</p> <p>平成21年度のくみ取り手数料と下水道使用料を比較すると次の通りとなる。1か月当たりのくみ取り手数料の平均は1,105円<sup>(注2)</sup>となる一方、1か月当たりの下水道使用料の平均は4,243円<sup>(注3)</sup>となる。すなわち、全てのくみ取り世帯が公共下水道を整備された「処理区域」に存在すると仮定するならば、当該世帯から得られる手数料は3.8倍程度増加することになる。</p> <p>第5次総合計画基本計画の目標別計画(行政案)で掲げるように、市として公共下水道(汚水)整備人口普及率100%をめざしていくのであれば、一方で、汲み取り事業をどのように縮小していくかといった視点で制度を構築していかなければ、二重投資となる恐れがある。まずは、汲み取り人口(世帯)の内訳(調整区域、集合住宅、生活困窮者など)、下水道処理区域内における汲み取り人口(世帯)、そのうち、下水道供用開始後3年を経過している人口(世帯)等の状況を十分分析する必要がある。その上で、下水道事業・し尿事業の所管課が連携し、将来的なし尿くみ取り手数料の算定方法や徴収体系(供用開始後3年を境として徴収金額を段階的に設定するなど)を検討するとともに、水洗化促進に係る既存制度の再構築と新たな仕組み・制度の構築について検討していく必要がある。</p> <p>(注1) 平成21年度収集量(24,130キロリットル) ÷くみ取り世帯数(8,356世帯)÷12 =240リットル</p> <p>(注2) し尿くみ取り手数料(110,837千円) ÷くみ取り世帯数(8,356世帯)÷12 =1,105円</p> <p>(注3) 下水道調定額(3,108,016千円) ÷水洗化戸数(61,042戸)÷12 =4,243円</p>	
--	--	---	--

7. 市営住宅使用料

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	住宅管理課	処分予定のない遊休地について	<p>公有地を有効活用することを目的として、公有地有効活用検討委員会が設置されており、下記に該当する以外の公有地については、処分に際しての制約、障害が無いが十分検討するとしつつも原則として処分する方針を定めている。</p> <p>① 本来の行政目的に従って活用するもの                  ② 新たな活用目的が明確で、市の公共施設用地として活用するもの                  ③ 行政で直接活用は困難であるが、民間などに貸付けることにより行政目的が果たすことが見込まれるもの                  ④ 現在のところ活用目的が明確でないが、将来、公共あるいは公共公益施設用地としての活用が期待できるもの</p> <p>ところが、市は西郡改良住宅27号館に隣接する土地を、平成9年度に約7千万円で取得している。当該土地は、住宅地区改良事業として取得されているが、取得以降事業化や処分予定もなく更地のままとなっている。取得に至る経緯も当時担当していた改良事業室(同室は平成9年度に廃止)の書類の保存年限が経過しており残っていない。当該遊休財産については公有地有効活用検討委員会による検討俎上にもあがっていない。その理由は当該土地は三方が民間私有地と隣接し、残りの一方は改良住宅の敷地と隣接するため、一般道に出るための通路が確保できないため処分ができないとされていた。しかしながら、当該遊休財産について上記④であるか再検討し活用するのであれば暫定利用も含め早期に資産活用を検討すべきである。</p>	<p>現在、当該土地の周りは、民有地と市営住宅駐車場となっており、当該市営住宅駐車場は、不足区画もない状況であり、駐車場区画を変更して、新たに当該土地への進入路を確保することは、駐車場が減少することや、減少した区画を他に求めることも困難です。</p> <p>将来、隣接する27号館、26号館の機能更新時は、当該土地も含めた検討を行う予定であります。</p>
9		空き駐車場の有効利用について	<p>市営住宅の入居者の高齢化に伴い駐車場の空き区画が増加してきている。空き駐車場の有効活用方法を模索すべきである。</p> <p>4団地を比較した場合、西郡住宅の空き区画数が最も多い。また、安中住宅の使用率は他の団地と比較して特に低い。空き駐車場を放置しておくことは、違法駐車の原因となるばかりでなく、歳入確保にもつながらない。</p> <p>資産の有効活用の観点から、市営住宅の駐車場で利用率の低い団地においては、駐車場区画の整</p>	<p>棟前に設置している駐車場では、空き区画が生じてもすぐに閉鎖はできないため、空き区画数が多くなることはやむを得ないが、棟前以外の駐車区画で空き区画の割合が大きい駐車場については閉鎖する方向で、契約車両の移転をお願いしています。</p> <p>閉鎖後の駐車場用地の有効利用につきましては、市営住宅機能更新事業計画を進める中で検討してまいりたいと考えています。</p>

			<p>理統合により一定の面積が確保できる土地については、他事業への転用や処分、駐車場の一部を周辺住民に開放するなどの対応が必要である。あるいは、駐車場の空き区画を時間貸駐車場として使用する事業者を公募し、所定の選定基準に基づき、市に最も有利な提案をしたものを事業者として選定し「使用許可」した上で駐車場運営を委託するといった方法を模索すべきである。</p>	
10		<p>借上げ住宅の留意点について</p>	<p>市では現在借上の公営住宅はない。ただし既存の公営住宅のうち老朽化が進み、現在公営住宅を建替えるか、あるいは民間が新設した住宅を全室借り上げることなどを検討していかねばならない。</p> <p>公営住宅を設置している地区は、近隣に民間事業者の賃貸物件がある場合が少なく、既存の賃貸物件の個室ごとの借り上げは現実には困難であるため、一棟全体の借上が必要になることが予想される。この場合、民間の建設コスト回収将来の入居率の低下に関わらず、市が実質全室賃料の入居保証し将来の負担を残すことのないように留意する必要がある。</p> <p>バブル経済で地価高騰した頃、中堅所得者層に対し地価高騰の影響が賃料に転嫁されることがないよう安定して住宅を提供し、また農地の有効活用する観点から国の施策として全国の住宅供給公社において借上賃貸住宅制度が推進された。生産緑地法に基づく農地の有効活用農家の土地オーナーに対し、賃貸用建物をオーナー借金により建設させ、公社から受ける借上期間の賃料保証(入居者100%を前提)を原資に建設資金を弁済し利益を得るというプランを提供した。</p> <p>ところが、①制度自体地価が高騰しつづけると仮定し、毎年入居者負担額が一定増加する設計であったが、賃貸住宅の建設が完了したころにはすでにバブルがはじけ、地価は下落基調にあったため、逓増家賃が近隣相場に比して、高くなるころには入居者が減少していった。②公社は、入居者の支払う逓増家賃と公社が負担する毎年低減する所得補てん補助金の合計(家賃保証)をオーナーに支払うことで採算のとれるプランであったが、上記の理由で入居者が減少したため、その損失部分を公社が抱える結果となった。</p> <p>公営住宅の入居率は低下していくことが当然予測されるため、借上住宅の契約締結にはこの点を十分に念頭に置く必要がある。</p>	<p>現時点で、具体的に借上げ公営住宅の導入の計画はありませんが、借上げ住宅を活用する際には指摘いただいた事項に留意しながら検討することといたします。</p>

11	駐車場使用料の算定根拠について	<p>駐車場の使用料は、西郡住宅が一区画2,000円、他の団地は一区画6,000円と設定されている。駐車場の使用料は条例で定められておらず、府営緑が丘住宅における駐車場使用料8,000円を元に決定された。</p> <p>しかし、近傍地と比較して市の駐車場使用料は低く設定されている。一般的に自動車は奢侈品としてとらえられるため、駐車場使用料と住宅使用料とは性格を異にするものと考えられる。近傍駐車場の利用料や利便性を考慮した上で、使用料を見直す必要がある。</p>	<p>H23 年度中に住宅駐車場使用料について八尾市営住宅条例を改正して、駐車場使用料についての規定を設ける予定です。</p> <p>駐車場使用料の算定根拠については、近隣府営駐車場料金や周辺民間駐車場の料金相場、標準宅地価格、土地の利便性等を考慮して定めることとする予定です。</p>
12	延滞金について	<p>市では、現在延滞金の計算および徴収を行っていない。</p> <p>市営住宅使用料等は、私法上の債権に該当し、条例及び施行規則に特段の定めがないことから、延滞金を徴収することはできないとする見解もある。今後、悪質滞納者からの滞納を増加させないためにも、条例及び施行規則の見直しを行い、延滞金の徴収について明記し、債権区分等を設け実効性のある管理を行う必要がある。</p>	<p>市営住宅使用料は私法上の債権に該当し、条例及び施行規則に特段の定めがないことから延滞金は徴収しておりません。なお、悪質滞納者に対しては、法的手続きにより遅延損害金の請求を行っています。</p> <p>市営住宅が主に低所得者の方が居住する生活基盤であることを踏まえると、延滞金を徴収することよりも、細やかな納付相談を行うことが滞納を増加させない有効な手段であると考えます。</p> <p>しかし、地方自治法上、条例で定めるところにより徴収することができると定められていることから、今後の検討課題と考えております。</p>
13	退去後の滞納債権処理について	<p>平成20年度においては、現年度に調定を行った住宅使用料(現年度分)の収納率は92%程度であり、高い水準を確保できているが、平成20年度以前に調定を行った住宅使用料(滞納残高)に対する収納率は6%と非常に低い水準となっている(供託者滞納額を含む)。</p> <p>滞納残高のうち、入居者からの回収状況と比較して、退去済み滞納者からの回収率は非常に低く、退去済み滞納者からの回収が進んでいない。これは、現年度の調定額徴収を優先している上、退去者は退去済みであるため滞納額が増加しないからである。</p> <p>退去後長期間を経過している滞納者の「逃げ得」を許さないためにも、入居者のみならず、退去者からの回収を徹底していく必要があると考える。</p>	<p>退去済み滞納者に関しましては、その所在がなかなかつかめないなど、滞納債権の回収には困難が伴っております。</p> <p>人的資源にも限界がありますが、今後、効率的な回収につき、方策を検討する必要があると考えております。</p>
14	共益費の算定について	<p>共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。</p> <p>この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考えます。</p>	<p>平成20年度に共益費の算定について見直しを行い、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、菅振住宅の共益費算定額を基準として全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成21年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、次回の見直しは平成25年度となります。本市の市営住宅の設備については老朽化している住宅も多く、共用部分の維持管理に通常以上の経費がかかっており、全てを居住者の負担へと転嫁することは困難ですが新たな共益費の算定時には、別途ご指摘の費用項目について検討することといたします。</p>



## 8. 道路占用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
15	土木総務課	道路占用状況の定期実地調査の実施	<p>道路占用料は、法、条例による利用者による占用申請を前提としているため、網羅的に道路占用の事実が把握されているかが要点となる。</p> <p>ガス管・電線・電柱の敷設による道路の占用は、ガス・電力会社など当該事業者にとって本業である者の行為であり、また道路交通法による罰則規定もあるため(道路交通法第 100 条、第 101 条)、法令違反を犯してまで無申請となっていることは考えにくい。</p> <p>一方で、工所用足場、工所用仮囲いの設置や広告目的の工作物や看板の占用申請が網羅的になされているかには疑問が残る。平成 20 年度でこれらの占用申請者数は、延べ 77 法人で占用料も僅か 9,694 千円となっている。</p> <p>また、道路管理者として実地巡回調査は随時行われていると思料するが、網羅的に占用料が徴収されているか確かめるための実地調査は行われていないので、実地巡回調査時においては、道路占用申請がなされているか十分留意した調査の定期的な実施についても検討が必要であると考えられる。</p>	<p>従前から道路全体としてのパトロールを実施している中で危険な看板等についての調査は実施していますが、今回、実地巡回調査(パトロール)の実施方法について土木建設課・土木管理事務所と協議を行い、幹線道路を中心に対象路線を定め、不法使用(占用)に特化したパトロールの実施について、本年度下半期(10月)から四半期ごとのパトロール体制を整備し、調査を開始してまいります。</p>

## 9. 下水道使用料・受益者負担金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
16	下水道経営企画課	下水道受益者負担金の徴収事務について	<p>受益者負担金の賦課徴収事務は現在下水道総務課によって行われている。下水道使用料は水道料金と合わせて水道局で徴収事務が行われている。受益者負担金の収納率は高い水準を確保しているところであるが、収納率のさらなる向上のためには、受益者負担金の徴収事務についても水道局で行った方が、受益者負担金のみ滞納整理を下水道総務課で行うよりも、債権管理面でのメリットがあると思料され徴収事務を一元化することにより受益者負担金と下水道使用料の連動した対応が可能であると考えられる。</p>	<p>上下水道一本化に向けて、問題点や課題等の検討を行っており、課題の一つである下水道事業の公営企業会計化への取り組みを開始いたしました。今後の上下水道一本化に向けての諸検討の中で、受益者負担金と下水道使用料の徴収事務の一元化についても検討を行います。</p>

10. 水道料金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
17	お客さまサービス課	マンション等の給水停止措置について	<p>水道料金について滞納が生じた場合、個々の事情を勘案して給水停止措置をとるか判断される。この給水停止措置は、滞納を減少させる効果的な手段ということになる。</p> <p>ただし、マンションの管理会社と給水契約している場合、水道料金を滞納しても給水停止措置は講じていない。これは、個々の住民は管理会社に水道料金を支払っていることが想定されるため、マンション全体の給水停止措置まで講じることはできないという理由によるものである。</p> <p>市民にとって重要なライフラインであるため、4か月の滞納をもって即給水停止措置を講じるのは確かに困難であるが、マンション全体での契約になると滞納が生じた場合金額が多額となるため、そのような特殊な契約形態において滞納が生じた場合の対応策をマニュアル化するなど、新たな対応策を充分検討すべきである。</p>	<p>現状としては、他市の対応状況等を調査しているところであり、マニュアル化に向けては、一般世帯と同様、給水停止の要件に該当する滞納が生じた場合、管理会社に対し、このまま支払がなければ給水を停止する旨の文書と、居住者に対しても給水の停止理由等を記した文書を配布します。</p> <p>それでも、支払がない場合は、管理会社及び居住世帯に給水停止予告書を投入し、給水を停止する流れとなりますが、ただ、文書を投入した時点で居住者から苦情が殺到することも当然考えられ、給水停止を行うと影響が全ての居住世帯に及ぶことになるので、実施には慎重に対応をする必要があると考えています。</p> <p>管理会社に対して法的措置(支払督促等)を講じることにより、支払を促す等との両面により、対応をとっていくことになると考えています。</p> <p>いずれにしても、滞納が多くない時点で現地訪問などにより支払約束を取り交わす措置をとることにより早い対応を行うことが重要であるとの認識から、新たな対応策として、督促委託業者との月間収納報告会議の際の管理会社の事前チェックや、市長部局関連機関との情報交換を積極的に行うなど、『法的措置～停水処分』のマニュアル化を目的とせず、早期回収の取組強化を促した上での法的措置対応を含んだマニュアル化を目指し、更に検討を重ねています。</p>
18	経営総務課	水道料金の見直しについて	<p>水道事業は市民生活に身近で不可欠なサービスであり、公共の福祉の観点から、市は受益者に安全で低料金のサービスを継続的に提供する義務がある。一方で、地方公営企業として健全経営を確保して運営する必要も存在する。人口や水需要の減少によって水道料金収入は徐々に減少していくと想定される現状において健全な経営を確保するためには、適正な料金水準設定と料金徴収率の向上に向けた努力が重要である。</p> <p>人件費や工事費の抑制、予算のマイナスシーリングにより供給単価と給水原価の差額は年々減少しているが、依然として供給単価に比して給水原価が上回っており、供給に比例して赤字が発生する体質となっている。水道事業の健全化のために、受益者負担の観点から適正に必要なコストを積算し水道料金の見直しを行う時期が到来しているのではないだろうか。</p>	<p>給水原価の内、人件費その他各費用の抑制に努めてきましたが、100%受水である本市水道事業にとっては受水費が最大コスト(平成21年度決算値で給水原価の50.3%)であります。このため、供給元の大阪府営水道に対して、その経営状態も良いことから、長年供給単価の適正化について要望してきましたが、平成22年4月1日に値下げ改定が実施されました。これにより昭和60年以来では初めて供給単価が給水原価を上回りました(5円38銭)。今般、用水供給事業として大阪広域水道企業団が発足したことにより、当企業団の構成団体として、企業団議会を通じ、今後更なる供給単価の適正化を強く要望しようとするところであります。</p> <p>一方、今回の給水原価と供給単価との利鞘発生は、府営水道の値下げ改定とこれを受けて平成22年10月1日に実施した本市水道の料金値下げ改定に6か月の時間差があったことによるところが大きく、本市の水道料金の値下げの影響が通年化する平成23年度においては、供給単価と給水原価がほぼ均衡する状態となる見込であります。今後も長期的に逆鞘の発生を解消するためには本市水道料金の見直しは不可避であります。現行料金の算定期間は平成26年3月までですが、これを目途に、水道事業の本旨に従い、生活用水への配慮の考え方を踏襲しながら、現在の需要構造を反映し、府下他市に比較して高い従量料金の逡増度について一層の適正化を行う等、負担の適正化、水道大口使用者の需要喚起、他水源からの水道回帰を目指した見直しを進める予定であります。</p>

11. 幼稚園入園料・保育料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
19	教育政策課	入園料及び保育料の値上げについて	<p>大阪府下の他の市と比較してみると、大阪府下の公私立幼稚園の平均保育料は、約 103,000 円となっており、八尾市立幼稚園の保育料は約 1 万円低くなっており、順位も 35 市中 25 番目となっており、比較的低い保育料であるといえる。</p> <p>次に、据置期間をみてみると、八尾市立幼稚園の保育料は年額 93,500 円であり、平成 7 年度に改定されて以来、現在まで 14 年間据え置かれており、入園料についても、昭和 53 年に改定されて以来、現在まで 31 年間据え置かれており、他の使用料等の改定状況からしても、長期間据え置かれているといえる。</p> <p>さらに、八尾市立幼稚園の入園料及び保育料を幼稚園費で除して、受益者負担割合を算定してみると、15%で推移しており、大半は市の負担のうえに成り立っていることがわかる。</p> <p>一方、市も、八尾市幼稚園審議会の平成 22 年 7 月の答申を受けて、入園料及び保育料の改定を検討中であるが、幼稚園を巡っては、平成 22 年 6 月 29 日に少子化社会対策会議において「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」が決定されている。これに基づき「子ども・子育て新システムの検討会議」の作業グループの下で、幼保一体化の制度の詳細について検討されており、入園料及び保育料の価格制度についても検討されているところである。</p> <p>このように早期値上げは実施しにくい状況にはあるが、大阪府下の他市との比較、据置期間、及び受益者負担割合からすれば、八尾市立幼稚園の入園料及び保育料は値上げも検討すべきであり、制度変更が滞っている場合には、早期に対応されたい。また、現在の入園料及び保育料で据え置いている期間については、職員数の削減等に取り組まれ、歳出削減に努められたい。</p>	<p>国において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定されており、「子ども・子育て新システムの検討会議」において、新たな幼保一体化の制度構築について議論されています。このことを受け、本市においても、平成23年4月より教育委員会と市長部局のこども未来部とで、本市における幼保一体化の推進について検討を行っております。減免制度を含む市立幼稚園の入園料・保育料の見直しについては、国及び市で検討する幼保一体化における保育料体系を踏まえて見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、幼稚園教員等の職員数については、園児数及び学級数により、本市の配置基準に則り適正かつ必要最小限の配置を行っているところではありますが、幼保一体化の推進する中で、職員数の削減等について検討してまいります。</p>
20	教育政策課	減免制度の見直しについて	<p>減免対象者である、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯のいずれに対しても、全額減免を実施しているため、減免総額が府下で最大である。また、1 件あたりの減免金額をみても、高い水準にある。府下の市の大半は、国の補助金(公立幼稚園の幼稚園就園奨励費に係る国庫補助限度額)と同等程度を減免しているのみである。低所得者への負担に十分に配慮しつつも、近年の厳しい経済状況を鑑みれば、減免額の再検討も行うべきではないか。</p>	<p>上記と同様に、本市においては、入園料・保育料の減免制度については、国及び市で検討する幼保一体化における保育料体系及び公私間格差の状況を踏まえて見直しを検討してまいりたいと考えております。</p>

## 12. 公有財産の活用

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
21	財産活用課	公有地の有効活用について	<p>市では、公有地の有効活用を図るべく、公有地有効活用検討委員会において、平成18年1月までに公用、公共用等に活用されていない41物件の有効活用について検討を行い、それぞれの行政目的の用途に活用すべき物件についてはその用途に供し、利用計画のない物件については平成18年度より5か年の処分計画方針に基づき処分執行を進めている。これにより、処分及び有償貸付等利用中で処理済みと考えられるものが、55,160㎡のうち、32,309㎡、58.6%となっている(検討追加分の処分を含む。)</p> <p>しかし、平成21年度より新たに16,033㎡が検討財産に追加されており、処理済みの2,271㎡を除いた13,762㎡が実質的に検討財産に追加されており、36,613㎡の公有地の有効活用が図られていない。</p> <p>その内、売却処分の方針が出ているものが15,741㎡あるので、実質的には20,872㎡が有効活用されていない。さらにその内、7,278㎡は八尾市土地開発公社が保有しており、毎年金融機関への支払利息分が簿価に加算されている。</p> <p>これに対して、市では、公有地有効活用検討委員会の委員を、政策推進担当部長、総務部長、財政部長、人権文化ふれあい部長、こども未来部長、建築都市部長、土木部長、学校教育部長が担当しており、横断的な体制により、公有地の有効化を図っているところであるが、取り組みが十分とはいえない。</p>	<p>旧亀井保育所(1,786㎡)につきましては、一部は消防屯所敷地としての活用が決まり、残りは、有効活用に向けて関係課において検討を行っています。</p> <p>南久宝寺の各土地(8,557㎡)につきましては、担当所管部局では状況を聞きとった結果、都市計画道路久宝寺線の買収計画事業用地の地権者の代替地の候補として5~6年は保有しておくとの結論に達しています。従いまして、今年度の公有地有効活用検討委員会で、「当面保有の方針」として、事務局から報告を行っていく予定をしております。</p> <p>7,278㎡の八尾市土地開発公社保有地につきましては、平成23年3月30日に3,034㎡を市に買戻しました。残り4,244㎡については、平成25年度を目途に取り扱いにつきまして結論を出すべく現在検討中です。</p>
22	財政課	八尾市土地開発公社の先行取得用地の早期有効活用について	<p>八尾市土地開発公社の先行取得用地は、期末簿価のうち当初の地権者からの買収金額を示す用地費が3,092百万円(58%)に対して、金融機関からの借入による支払利息が、1,963百万円(37%)を占めている。さらに、先行取得用地の買戻予定は、買戻年度が平成25年度以降のものが、金額ベースで全体の84%、面積ベースで全体の72%を占めており、今後も支払利息が八尾市土地開発公社保有の先行取得用地に累積していくことが確実である。</p> <p>市では、八尾市土地開発公社に無利息で資金を貸し付ける等、支払利息の圧縮に努めているが、抜本的な改善には至っていない。今後も、長期貸し付けを継続的に実施し、簿価の増加を防止することは、最低限必要な方策であるが、市の財政をこれ以上悪</p>	<p>土地開発公社については、抜本的な改革の必要性について、総務省より平成21年8月26日付けで通知(土地開発公社の抜本改革について)が出されており、本市においても、平成23年6月に策定した第2期行財政改革アクションプログラムにて、土地開発公社のあり方についての方針を平成25年度までに確定することいたしました。</p> <p>平成23年7月20日までの具体的な取組みとしては、①先進市への視察②大阪府との協議③庁内関係各課と土地開発公社による検討会議の開催などを行いました。</p> <p>今後も引き続き検討会議を開催し、土地開発公社の抜本的な対策を進める方針でございます。</p>

			<p>化させないためにも、さらに早期に抜本的な対策を講じる必要がある。</p> <p>まず、道路事業用地については、都市計画との関係上、早期に有効活用を図ることは困難であるが、現在の財政状況を考慮の上、事業の実現可能性が低い用地については、都市計画の変更、事業用地の処分等の対策を講じられたい。また、その他の事業用地については、公有地有効活用検討委員会等により有効活用策が検討されているが、一部の事業用地について早期に有効活用を図られたい。</p>	
--	--	--	--	--